

予算決算常任委員会（平成30年度決算審査）会議録

令和元年10月24日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 3時03分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

質疑

平成30年度一般会計歳出（5労働費～14予備費）

平成30年度各特別会計

平成30年度各企業会計

財産

閉議宣告

出席委員（15名）

委員長	丹 正 臣 君	副委員長	遠 山 昭 二 君
委員	井 上 久 嗣 君	委員	大 西 陽 君
委員	喜 多 武 彦 君	委員	国 忠 崇 史 君
委員	苔 口 千 笑 君	委員	佐 藤 正 君
委員	真 保 誠 君	委員	十 河 剛 志 君
委員	谷 守 君	委員	西 川 剛 君
委員	村 上 緑 一 君	委員	山 居 忠 彰 君
委員	渡 辺 英 次 君		

議長	松ヶ平 哲 幸 君	委員外議員	谷 口 隆 徳 君
----	-----------	-------	-----------

出席説明員

市長	牧 野 勇 司 君	副市長	相 山 佳 則 君
総務部長	中 館 佳 嗣 君	市民自治部長	法 邑 和 宏 君
健康福祉部長	田 中 寿 幸 君	経済部長	井 出 俊 博 君
建設水道部長	工 藤 博 文 君	朝日支所長	武 田 泰 和 君

資源循環統括監	東川晃宏君	企画課長	大橋雅民君
財政課長	丸徹也君	市民課長	佐藤祐希君
上士別出張所長	古川優君	介護保険課長	青木秀敏君
農業振興課長	藤田昌也君	畜産林務課長	徳竹貴之君
都市整備課長	佐々木誠君	都市整備課監	村田雄大君
都市整備課 建築管理監	峯垣智剛君	都市整備課 上下水道管理監	山下正明君
施設整備課長	土田実君	経済建設課長	岡田詔彦君
財政課副長	佐藤寛之君	市民課副長	古川さおり君
介護保険課副長	伊藤昌彦君	農業振興課副長	市橋信明君
畜産林務課副長	久光徹君	都市整備課副長	中井康寛君
施設管理課副長	佐藤志津子君	施設管理課主幹	桜木卓也君
経済建設課副長	伊藤勉君	財政係主査	檜木孝士君
自治環境課 自治広報係長	高橋将人君	農業振興課長	佐藤匡君
都市整備課 土木係主査	田中一幸君	都市整備課長	上總智君
病院事業者 副管	三好信之君	市立病院 局長	加藤浩美君
市立病院 経営管理課長	池田亨君		

事務局出席者

議会事務局長	千葉靖紀君	議会事務局 局長	岡崎浩章君
議会事務局 総務課副長	前畑美香君	議会事務局 総務課主任主事	駒井靖亮君

(午前10時00分開議)

○委員長(丹 正臣君) ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

○委員長(丹 正臣君) 本日の会議録署名委員は、9月13日の予算決算常任委員会で指名のとおりであります。

○委員長(丹 正臣君) ここで副委員長と交代いたします。

○副委員長(遠山昭二君) それでは、昨日に引き続き一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。

第5款労働費については、通告がありませんので次に移ります。

第6款農林水産業費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員(村上緑一君) きょうは本当に天気がよくて、農作業も順調に進んでおりますので、安心して農業費の質問に入りたいと思います。

それでは、まず最初に、農作物栽培試験・栽培技術向上の推進事業についてお伺いしたいと思います。

まず、農作物栽培試験での圃場場所、作物名、品種について御説明をいただきたいと思ます。

○副委員長(遠山昭二君) 市橋農業振興課副長。

○農業振興課副長(市橋信明君) 答えいたします。

平成30年度の農作物栽培試験の内容につきましては、水稻については下士別地区で、新品種候補が現地に適応するか調査するため、食用ななつぼしを対象として上育474号、業務用きらら397、そらゆきを対象として、空育191号、水稻奨励品種決定試験を実施したところであります。温根別地区では、モチ米の生育状況、生育季節、収穫構成要素等を調査蓄積し、技術指導に活用するため、風の子もちの生育状況調査を実施したところです。上士別地区では、移植作業の省力化が図られる直播栽培品種について当該地区で検討するため、移植慣行品種ゆめぴりかと直播品種ほしまるを比較しながら、生育、収量、品質調査を実施したところであります。畑作につきましては、多寄、川西、温根別地区において、秋まき小麦きたほなみの葉枯症防除剤チルト乳剤の効果を確認するため、薬剤効果比較試験及び薬剤サンプル適否確認試験を実施したところです。下士別地区において大豆系統の現地適正を確認するため、ユキシズカを対象として、十育264号の大豆奨励品種決定現地試験を実施したところです。

次に、園芸については、多寄地区でタマネギの早生品種バレットベアの生育特性を把握し、早期出荷の定着に向けた地域の適応性を確認するため、タマネギ早生品種現地適応性調査を実

施し、武徳地区では、タマネギ北もみじ2000を育苗期間中の緩効性肥料の追肥による初期成育・収量性に対する効果を確認するため、タマネギ育苗期緩効性肥料の効果確認を実施したところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） このような試験栽培を行っているということなのですが、生産者の新品種、新しい栽培技術などは、この近年にどのようなものが普及されておられるのか、説明願いたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋副長。

○農業振興課副長（市橋信明君） お答えいたします。

近年本市で奨励品種決定現地試験を実施し、その後、新品種となったものについては、平成25年に試験いたしました空育181号がそらゆき、29年に試験いたしました上育471号がえみまるになっており、そらゆきにつきましては、本市でも作付されておりますが、えみまるにつきましては、直播品種ということもありまして、本市での作付はございません。

次に、栽培試験を受けて普及している栽培技術につきましては、30年度に実施いたしました秋まき小麦のチルト乳剤を使った葉枯症の防除技術やタマネギの緩効性肥料の追肥技術等が普及しております。栽培技術の普及につきましては、農作物栽培試験成果報告会の開催や栽培試験結果をまとめた農作物試験展示圃成績書の配布など、上川農業改良普及センターや関係機関と協力し、栽培技術の普及に努めてまいります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 次に、大豆のつくも4号の特産品に向けて取り組んでおりますけれども、納豆、みその販売に至っておりますが、これまで栽培試験を含めて何年かかって製品化されたものなのか、また、どこで加工販売をされておられるのか、今の食料品として、試験販売したみそなどの消費者の意見などもあればお聞きしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋副長。

○農業振興課副長（市橋信明君） お答えいたします。

まず、つくも4号の栽培試験から登録までの年数ですけれども、つくも4号は、士別市農業応援アドバイザーであります三分一先生が、平成24年に士別市のような寒冷地に適性があるか試験栽培を開始し、他品種との比較調査とあわせて品種登録に向けて選抜、育成を進め、平成28年2月に農林水産省へ品種登録を出願し、本年2月12日に登録され、栽培試験から品種登録まで約7年かかったところであります。

次に、納豆、みその加工販売先につきましては、納豆につきましては平成28年に札幌の会社が茶豆の納豆を製造し、市内で販売されたのが始まりとなります。その後、昨年6月から北広島市の会社はまなす茶豆納豆の販売を開始しており、主に札幌近郊で販売されておりますが、

今後、市内でも販売できないか、検討をお願いしているところであります。

次に、みそについては、加工適性を見きわめるため、旭川の業者に製造を委託し、本年の4月から9月までの間、市内で試験販売をしております。購入いただいた方からの意見といたしましては、ふだん使用しているみそと比べておいしいとの意見をいただきましたが、価格面の部分で高いということでの意見もいただいているところであります。

また、原料となるつくも4号につきましては、原料を取り扱う卸売業者と生産者が播種前契約を結びまして、販売する形をとっております。30年度においては約3.7トンが販売されたところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） このように、つくも4号の特産品ということで、農作物の6次産業化を含めた中では、やはり私も特に進めるべきだと思います。こういう農家も含めまして。

その中で、予算審査のときに、西川委員からも今後の加工販売に向けての新たな計画についても意見がありましたけれども、あれからまた半年ほどたっておりますので、その後の今後の計画も含めて、計画がある中での内容も含めて、もしあればちょっとお知らせいただきたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 藤田農業振興課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） お答えいたします。

つくも4号の新たな加工品の販売につきましては、現在つくも4号を蒸し冷凍したものを冷凍蒸し大豆として商品化できないか、士別市農畜産物加工株式会社に開発を依頼しているところでございます。今後、試作品の製造や市場性の確認など、一つ一つ段階を踏みながら商品化に向けた取り組みを進めたいと思っております。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 続けて、有害鳥獣被害防止対策事業について質問したいと思います。

まず最初に、農作物の鳥獣被害を減らすには欠かせない、こういった事業でありますので、狩猟者の高齢化に伴い、狩猟ができなくなることが危惧されております。また、そこでこの担い手確保育成の成果を求めたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 久光畜産林務課副長。

○畜産林務課副長（久光 徹君） お答えいたします。

本市では、狩猟者の銃及びわな猟の担い手確保、育成のために、銃ですとかわな猟の免許取得に対する助成を実施しております。平成30年度におきましては、1名の方が銃の免許取得で本制度を利用いただきまして、6万円を助成しているところでございます。狩猟人数につきましては、平成30年度におきましては、銃器による捕獲従事者数につきましては、エゾシカ捕獲が31名、ヒグマの捕獲が30名となっております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 本当に近年、北海道内でも、まちの中にヒグマが出てきたり、シカが道路で交通事故に遭ったりということで、農業被害も含めまして本当に多くなっております。その中で、本市には駆除にかかわる業務委託ということで、この業務委託の中ではエゾシカ540頭、ヒグマ22頭とありますが、昨年より増えているように思いますが、近年の駆除の推移について説明いただきたいと思ひます。

○副委員長（遠山昭二君） 久光副長。

○畜産林務課副長（久光 徹君） お答えいたします。

初めに、エゾシカの駆除頭数でございます。

本市が業務委託しております、禁猟期4月から9月のエゾシカ捕獲頭数につきましては、平成29年度が494頭、平成30年度が540頭、本年度は526頭となっております。また、狩猟期10月から3月までを含めた1年間のエゾシカの捕獲頭数につきましては、平成29年度が1,096頭、平成30年度が1,041頭となっております、近年のエゾシカ捕獲頭数につきましては、同程度で推移しているところでございます。

次に、ヒグマの捕獲頭数でございます。

こちらにつきましては、平成29年度が36頭、平成30年度が22頭、本年度につきましては9月末現在でございますが、23頭が捕獲されているところでございます。昨年度の9月末同時期では17頭が捕獲されている状況になりますので、同期と比較しますと、本年度は6頭の増加という形になっております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 本当にそういった中では、毎年同じだけの駆除頭数と、少し近年ヒグマなどは増えているということです。こういった有害鳥獣被害防止対策の事業は今後とも進めていただきたいと思ひます。

次に、アライグマ対策について伺いたいと思ひます。

平成30年は、今回箱わなを購入されておりますけれども、これは何基購入されておるのか、また、現在アライグマ用箱わなが何機あり、年間の設置件数と捕獲頭数についてお伺いしたいと思ひます。また、できれば地区ごとにわかればお願いしたいと思ひます。

○副委員長（遠山昭二君） 久光副長。

○畜産林務課副長（久光 徹君） お答えいたします。

初めに、箱わなの数でございます。平成29年度末で65基を所有していた中、平成30年度につきましては、10基の新たな箱わなを購入しまして捕獲を進めてきたところでございます。この中で、捕獲頭数の増加も伴いまして、箱わなの一定の破損も発生しました。平成30年度末では最終的には64基の箱わなを所有しているような状況でございます。本年度につきましては、さ

らに新たに10基の箱わなを購入しまして、合計73機の箱わなによってアライグマの捕獲を進めてきているところでございます。

次に、設置数でございます。アライグマの箱わなの設置件数につきましては、平成29年度が36件、平成30年度が58件、本年度は9月末現在になりますけれども、44件の実績となっております。

次に、捕獲頭数でございます。アライグマの捕獲頭数につきましては、平成29年度が63頭、平成30年度が89頭、本年度につきましては9月末現在でございますが、37頭となっております。昨年度の9月末同期では73頭の捕獲となっておりますので、同期で比較すると本年度は36頭の減という形になっております。

また、平成30年度の地区ごとの捕獲頭数についてお答えいたします。合計で89頭となっておりますが、内訳としましては、川西地区が1頭、中士別地区が12頭、西士別地区が1頭、多寄地区が21頭、上士別地区が15頭、朝日地区が39頭となっております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今御説明があったとおり、士別市街含めて本当にアライグマが多くなってきているということなのではございますけれども、今後ともこの箱わなをぜひ増やしていただきたいと思っております。この箱わなは、市が設置していただければ、誰でも取り扱いが可能ということなのではございますけれども、まずそういった形で、今後とも、この箱わなを設置していただける農村部だけでなく、市民への情報提供が必要だと思っております。本当に市民の方も、まちの中で、アライグマが来ていると思うのです。特に市街付近の農村部の方でも箱わなを設置して、アライグマをとったという経過もありますので、一般の箱わなの設置から捕獲までのまず流れをちょっとお伺いしたいと思っておりますので、また、この箱わな設置の市民への情報提供の考えも含めてお聞きしたいと思っております。

○副委員長（遠山昭二君） 徳竹畜産林務課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

まず初めに、箱わな設置の流れについてであります。アライグマの箱わな設置につきましては、市民の方から市のほうに連絡をいただくようになっております。アライグマの発見や農作物被害等の情報を入手した段階で連絡をいただき、市のほうで被害に遭った場所、目撃情報のあった場所に箱わなを設置に行くという形をとっています。地先の市民の方につきましては、餌まきの協力をいただきながら、箱わなにアライグマがかかった場合、再度改めて市のほうに連絡をいただくようにしております。市としましては、委託先であるシルバー人材センターを通じて、アライグマの回収また処分を行っているという流れになっております。

次に、市民に対する情報提供の考え方ですが、市では、例年4月から6月、この期間をアライグマの春期捕獲強化期間としまして、4月から6月までを強化期間としております。本年につきましても、3月15日号の広報において市民の皆さんにお知らせしているところであ

りますけれども、なかなか農村部、農作物被害というところで連絡いただける方々が多い中、市内、市街地のほうにおいては連絡等があまりないということではありますが、実際に捕獲実績もごございます。また、特に市街地などにおきましては、捕獲のわなに猫ですとかそれ以外の動物がかかる場合もありますので、そういったところには十分注意が必要ではありますが、今後におきましても、ホームページや市の広報を通じまして、しっかりと周知をしていきたいと考えております。農家に限らず市街地に市民の方々、家庭菜園等々での被害ということも聞きますので、そういったところを広報の回数とか、手法につきましても、しっかりと検討していきながら、より効果的な周知方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今言われたとおり、本当に市民への設置の貸し出しをというか、設置していただけるということがまず市民の方が知らない、そういうことも含めて、今後とも情報提供を徹底した中で、また農村部の鳥獣被害に対して事業展開していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、農業農村担い手支援事業について伺います。

本市農業の持続的あるいは維持発展のためには、担い手対策が重要な政策の一つだと思っています。そこで、平成30年度予算で就農研修期間助成事業を含めて10事業で661万2,000円の予算措置をしておりました。決算では213万円であり、予算計上していた就農研修期間助成事業、農業者研修等助成事業、農村女性活動支援事業、農業後継者活動支援事業、研修受入農家指導助成事業、農業者支援学習事業の6事業が実施をされておられません。これに至った経緯と、あわせて農業・農村活性化計画で掲げております活力ある農村の構築として、青年・女性グループ活動を推進するというところでうたっております。これに関連する事業だと思うんですが、農業後継者活動支援事業、農業女性活動支援事業も実施されておられませんので、これらの考え方をまずお聞きをしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋副長。

○農業振興課副長（市橋信明君） お答えいたします。

まず、就農研修期間助成事業、研修受入農家指導助成事業につきましては、就農研修者並びに就農研修者を受け入れた農家に対し助成する事業でありまして、平成30年度における就農研修者の受け入れがなかったことにより未執行となったところでございます。

次に、農業者研修等助成事業につきましては、おおむね15歳から45歳までの新規就農者や新規参入者等に対し農業研修に要する費用を助成する事業でありましたが、平成30年度における助成実績がなかったことから未執行となったところでございます。

次に、農村女性活動支援事業、農業後継者活動支援事業につきましては、農業経営、生活改善及び農業技術の研修など、農村女性組織や農業青年組織などの自主的な活動に対し助成する

事業でありまして、30年度における助成実績がなかったことから未執行となったところであり
ます。

最後に、農業者支援学習事業につきましては、農業講演会に係る講師謝礼等を予算措置して
おりましたが、30年度は農業応援アドバイザーであります拓殖大学北海道短期大学田中英彦教
授に御講演をいただいたことにより未執行となったところであります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） 私のほうから、農業・農村活性化計画での青年・女性グループ活
動の推進と関連する内容と未実施に対する考え方のほうを御説明申し上げます。

農業・農村活性化計画では、活力ある農村の構築として、推進事項では青年・女性グループ
活動や他地域との交流活動を推進することを掲げております。農村女性活動支援事業、農業後
継者活動支援事業は、農業・農村活性化計画に照らし合わせた場合、青年・女性組織の自主的
な活動を推進する上で必要な事業と考えております。活動実績がなかったことは私どもの周知
不足によるものと考えております。今後、活用していただけますよう事業の周知徹底を図って
いきたいと考えております。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今答弁があったように、助成実績あるいは受け入れ実績がなかったとい
うことで執行されていないということなのですけれども、そういうことなのです。執行されてい
ませんから。それで、受け入れ体制の充実、あるいは啓発のための周知不足、あるいは情報発
信が不十分だったという感が否めません。結果は別として、予算措置をして目標をつかったの
ですから、目標達成に向けて行動を起こさなければいけない、いわゆるアクションを起こさな
くてはならないという思いがあります。この1年間どういう取り組みをして今日に至ったのか、
改めて確認したいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋副長。

○農業振興課副長（市橋信明君） お答えいたします。

就農研修者につきましては、30年度受け入れはございませんでした。それで、今年度に入り
まして、まず士別市に足を運んでいただくような取り組みも必要ではないかということで、就
農体験ツアーを今年度開催いたしました。実際に参加していただいた方は4名だったのですけ
れども、そのうち3名の方が士別市を知らないということでアンケートの回答をいただきまし
て、まだまだ情報発信不足であるなど感じております。

そのほか、ことは、農業公社のほうにも、こういった就農体験ツアーの実施の売り込みと
いうのも行っておりますし、今後も公社との情報の共有もありますが、市のホームページ等で、
地域おこし協力隊ですとか就農研修者の受け入れをしているところで公表はしていますけれど
も、ホームページも少しずつ動画をアップしたりなど改善を行っているところでもあります。

今後につきましても、まず、いろいろな地域で就農研修者を受け入れている中で、士別市を選んでいただけるように情報発信に努めていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 結果を責めるわけではありませんけれども、従来から取り組みがどうも弱いという思いがずっとしていました。案の定、30年度事業もこういうことです。予算措置するときには、事業ごとにどういう仕組みで、どういう仕掛けで、この事業を成立させるのか、それは十分に内部で検討した結果、予算措置につながったのかと思います。先ほど言ったように、受け入れがなかった、あるいは助成対象がなかった、これでは冒頭言いました担い手対策は重要な施策ですから、どうも納得ができないということなので、先ほど今後に向けての話もありましたけれども、改めて、令和元年も予算措置していますから、今現在も事業年度がもう少しで終わりますけれども、きちんと予算措置をしたこの事業についてどう取り組みをするのか、しっかり内部協議をしながら、あるいは関係機関と連携をとりながら進めるべきだと思いますが、これについていかがでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えいたします。

今の委員の御意見いただいたとおり、昨年度30年度につきましては、こういったような結果になったというのは非常に反省するところは多々あると思います。座して待つのではなくて、やはり行動を起こして、新たな結果に向かっていくということは非常に大切なことだと感じながら日々取り組んでいるところではありますが、なかなか結果に結びつかないというのは本当に反省するところだと思っています。

ただ、ことしも新たに大学または専門学校に足を運ぶ、または農業人フェア、都市圏に行ったりですとかいろいろなことはやっているのですが、なかなかそれに結びついていかないということもあります。ですが、それに甘んじて、そこにいるわけではなく、今後も予算措置した結果に向けて頑張りたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今、経済部長の力強いお言葉がありましたので、期待をしたいと思います。

先ほど言ったように、結果について責めているのではなくて、プロセスなのです。そういう意味では、担い手対策はそんなに簡単な事業だとは思っていません。これは時間もかかるし、お金もかかるし、大変な事業だと思うので、総力を挙げてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

グローバルGAP推進事業について伺います。

この事業については、グローバルGAP、今さら申し上げるまでもありませんけれども、農業における食品安全や環境保全、それから労働安全等について持続可能な取り組みを実践して

いる生産者、また生産者グループを対象にした世界基準の認証制度であり、この取り組みを支援することは大事なことで、これを事業項目として挙げたということには評価をしたいと思います。

そこで、予算の時点で加工品の試作及びPRを行うとしていましたが、その取り組みの経過についてお伺いしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤農業振興課農産係長。

○農業振興課農産係長（佐藤 匡君） お答えいたします。

加工品の試作及びPRの実績といたしまして、グローバルGAP食材の提供を検証するため、昨年8月にアスパラを市内業者の協力のもと、CAS凍結による冷凍加工・保存を行った後、12月にロシアサハリン州のウエイトリフティングチームが来市された際、懇親会の場でアスパラを使ったメニューを提供し、GAP食材のPRを実施いたしました。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での士別農産物の提供に向け、JA北ひびきと連携し情報収集に努めたほか、北海道を通じ東京オリンピック・パラリンピック大会選手村で食事提供を行う企業に対し、農産物の提供可能数量や価格等の情報提供を行い、士別農産物使用に向けた情報発信の取り組みを進めたところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） オリパラについての食材提供というのは期待される場所ですけれども、予算時点で加工品の試作、これはどういうことを想定していたのかちょっとわかりませんが、加工品の定義というのは、間違っているかもしれませんが、原材料により付加価値をつけるということではないでしょうか。今答弁にあったアスパラの冷凍、これは原材料の鮮度をある程度保ちながら保存期間を延ばすということなので、これは私が通告した結果、どうも後づけして加工を持ち出したような、冷凍を持ち出したような気がしてなりませんけれども、どうなのですか。当初予算措置したときの加工品の思い、想定しているのはそうではないのですか。この辺をちょっと確認したいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤係長。

○農業振興課農産係長（佐藤 匡君） お答えいたします。

加工品試作及びPR費用といたしまして、当初東京オリンピック・パラリンピック大会選手村で食事提供を行う企業や合宿で訪れる海外選手等に対しGAP食材の提供及びPRを実施する予定でしたが、結果といたしまして、ロシアサハリン州ウエイトリフティングチームの食材提供及びPRの実施のみとなった次第でございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 細かいけれども、申しわけないですけれども、加工品の定義というのはそういうことなのですか、冷凍も含めてということなのですか。

ちょっと困っているようなのでこれでやめますけれども、予算で加工品の付加価値をつけることやあるいはPRをするということですから、できていなかったのならばできていないと、これについて責めるつもりはありません。後づけみたいな、加工品の定義からいって、冷凍というのは加工品と言うかどうかというのは議論が分かれるところですが、そういうことではないのではないかと思いますので、この機会に、終わったことですから率直に認めるべきではないですか。

○副委員長（遠山昭二君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

今答弁があったとおり、当初、東京オリンピック・パラリンピックの食材として何か士別市から出せるものがないかということで、新たな加工品ということも含めた予算措置となっております。先ほどつくも4号の大豆の件もありましたけれども、あぁいったみそだとかそういったような加工品を向こうに持っていくことによって、ある程度の期間保存ができますので、そういったものをという考え方でございましたけれども、なかなかそこに至らなかったというのは実際にあると思います。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、冷凍品が加工品かどうかという、委員がおっしゃられたとおり、その辺の見解というのはいろいろあるとは思いますが、そういったものを含めて提供できないかというのは実際にやってきたというのは事実でありますので、その辺、我々の当初の考え方と一部違うところもありますけれども、その辺は十分反省したいなと思っています。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） そういうことです。

そこで、30年度新規事業として、事業期間2年としておりますけれども、これは東京オリンピック・パラリンピックの食材提供に合わせたということだと思いますけれども、この機会にぜひこれは食品の安全性にかかわる、一部農業の振興にもつながることですから、市として何かの形で継続をすべきだと思っておりますが、この点について考え方を伺いたいと思っております。

○副委員長（遠山昭二君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） お答えいたします。

昨年農水省では農業者に対しましてGAPの取り組み等の調査を実施しております。調査項目の中ではGAPについての問いがあり、聞いたことがあるが内容は知らない、また、GAPを知らなかったとの回答が約45%と、農業者の約半数がGAPを理解されていない状況にありました。また、市内農業者を対象にグローバルGAP等の取得状況や今後における取得意向を把握するため、現在アンケート調査を実施しております。この調査結果等を踏まえた上で、GAPが正しく理解されていることを目的とした講習会などの開催やホームページ等での周知により、農業者や消費者にもGAPに関する認知度、理解度の向上に向けた取り組みについて検

討していきたいと考えております。

また、指導員の育成といたしまして、平成30年度には内部監査員の講習会、今年度は内部検査員の講習会を開催しております。認証者のサポート体制の構築を目的といたしました取り組みを進めております。次年度以降におきましても、内部監査員や検査員の資格要件を満たすための講習会を開催し、GAP指導ができる人材の育成、充実を図り、サポート体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今おっしゃったように、来年以降も継続をするべく、いろいろと取り組みを進めるということですから、それはぜひ進めていただきたい。そして、このグローバルギャップについては相当ハイレベルな取り組みなので、いろんなGAPがあります、JGAPを含めて。取り組みやすいものから取り組むということで、特に農業団体、JAとも協議しながら行政と農業団体一体となってぜひ市内で取り組んでいただきたいということを申し上げて、この質問を終わります。

次に、てん菜作付振興事業ですけれども、ビートについては、畑作経営において輪作体系を組む上で必要な作物であります。さらに、本市では日甜士別製糖所が操業しておりますので、地域への経済効果をもたらしていることから、より効果的な振興策が必要になると思います。

そこで、本年度はおおむね3年ごとの交付単価の見直しの年だと思っております。令和2年から4年産の単価を設定する年になるということで、国で今試算をしているかもしれません。一番心配なのは、基準糖度の引き上げ、これも動きがあると聞いております。道内のてん菜自治体の会長は牧野市長ですから、これは農業団体、農民団体を含めて全力で、今の現行糖度は16.3度でしたか、これを最低でも据え置くよう強く働きかけるべきだと思います。

そこで、栽培方法についてですけれども、従来は移植が主な栽培方法で、春の苗の立ち上げから大変な作業がありましたけれども、最近、直播栽培の技術が確立されていて、実績でも、本市の直播率が平成29年度で約65%だそうです。それから30年度はもっと伸びて、直播が73%になっているということですから、今後も省力化も含めて直播による作付面積の確保は期待されております。

それで、30年度が機械化促進事業でプランター1台と直播用アタッチメント4組を事業対象としています。その内容とあわせて助成基準について伺います。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋副長。

○農業振興課副長（市橋信明君） お答えいたします。

平成30年度てん菜作付機械化促進事業では、プランター、移植機1台とハーベスター4台、あと直播用アタッチメント4組ということで助成しております。

プランター、ハーベスターにつきましては、購入費の3分の1を助成しており、それを5年かけて助成する形となっております。直播用アタッチメントにつきましては、こちらは、トラ

クターに設置する種子をまく作業機の播種板などの附属装置をまとめたものでありまして、こちらにつきましては、アタッチメントを交換することによりまして大豆等の種子もまくことが可能でありますので、てん菜にのみ使用できるアタッチメントを助成対象としたところでございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） そこで、最近、春の気象が雨が少ない。温暖化の影響だと思いますから、いわゆる干ばつの傾向があって、一番直播栽培については雨が少ないということは発芽に相当影響してくるということもありますから、今、播種深度を深く一定に保てる真空播種機という機械があるそうです。これは、国産ではなかなかないと聞いているんですが、これは一定の深さで播種ができるということで、少雨のときでも効果的なことだし、発芽率も非常にいいという話を聞いておりますので、この支援として、導入に対する支援も、これは甜菜振興会あるいは農業団体、JAも含めて協議をして、ぜひこれを支援対象にするよう、今、予算編成の時期が迫っていますから、そういう意味では早急な対応をやれないのかどうか、考え方を教えてほしいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） お答えいたします。

真空播種機につきましては、今、大西委員が言われたとおり、発芽率の向上が見込まれる機械ということですが、一方で汎用性が高い作業機ということもありますので、助成につきましては、地域での機械利用等につきまして、士別市甜菜振興会また関係機関等の意見を聞きながら検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今答弁いただきました、その汎用性が高いというのはどういう意味なのでしょう。

○副委員長（遠山昭二君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） お答えいたします。

この真空播種機につきましては、後ろにつけるディスク等を変換することによりまして大豆やデントコーンなどのいろんな作物に応用ができるという機械でありますから、地域内で、この播種機がどのように必要なのかということを甜菜振興会、また関係機関と協議を進める中で助成に向けての検討を進めたいと考えております。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 汎用性が高いということは機械を効率的に利用できるということです。何の問題があるのかよくわかりませんが、御承知のとおり、ビート専業農家というのは士別にいないんです。これは輪作で、大豆、麦、ビートを輪作体系を組んで作付をしていくとい

うことですから、汎用性が高いということはかえっていいことではないでしょうか。この辺ちよっと見解が違うんです。その辺ちよっともう一回お願いします。

○副委員長（遠山昭二君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） お答えいたします。

今委員のおっしゃるとおり、汎用性が高いということはほかの作物にも応用ができるということで、地域の中でも大豆等々の作付にも応用ができるという考え方を私どもも持っております。その中で、この播種機等々、そのほかに収穫機ですとか、そういういろんな機械をトータルの考えた中で、この播種機が必要であるのか、もしくはその収穫機なのか、違う労働力の支援になるかということ甜菜振興会または関係機関、JAさんともトータルの判断をさせていただきながら、この助成については検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） この真空播種機、相当播種面積が多く期待できるということですから、例えば助成対象にするときには、数十町の共同で、当然個人では入れられませんから、何十町かの共同で面積がビートの作付でまともな面積に達すればそこに助成をすると、これは3分の1、5年間でも結構ですから、そういう意味。あるいはその法人なり、どこか50町なり60町なり確保できるところは、そこに1台入れると、だから一定のその面積要件をつくって、相当大きい面積要件をつくって、そこに助成をするということですから、全体の作業体系というより春、直播は春が大変だと。発芽率が悪ければその年終わりですから、そういうことなので、直播の播種に限った対応ということでぜひ前向きに検討していただきたいという提案です。どうでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） お答えいたします。

今、委員がおっしゃるとおり、春先の集中した作業ということでございますので、それらを含めた中で、甜菜振興会、農協とも協議をさせていただいて、検討させていただければと考えております。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 次に、有害鳥獣被害防止対策事業。

先ほど、村上委員のほうからアライグマの関係を触れておりました。取り上げることは内容は同じなんですけれども、近年アライグマによる被害が非常に増加傾向にあるということで、アライグマというのは何かというのを調べてきましたので、せっかくの機会だからここで披露させていただきたいと思います。言うまでもなく、繁殖力が強いというのが一つあります。これは外来種です。それから、食欲旺盛で雑食だと、たくましく生きています。それからもう一つ、これは勉強不足で知らなかったんですけど、猛禽類という鋭い爪を持ったくちばし、鳥類です、これが天敵だそうです。これはアライグマというのは外来種ですから、この天敵が

いるところには繁殖をしても増えていかないということなんですけれども、残念ながら、我が国はこの猛禽類という天敵がないということで、人間が捕まえない限りは減らないということになっていますから、そういう意味ではどんどん増える一方だと思います。

アライグマについては、過去に私も深くかかわったことはあります。これは直接アライグマではなくて、JA貯金のマスコットキャラクター。ラスカルの愛称で親しまれて、私どももお客さんに推進をして、かわいいと言われたんですけれども、今は最悪の害獣だということになった。それで、ぜひこのアライグマの被害については、これは恐らく先ほどの答弁でいうと前年度より少なくなっていますけれども、これは恐らく減っているのではないんです。捕獲し切れなかったということなんだと思います。それで、先ほどあったかどうかちょっと記憶ありませんけれども、農作物に対する被害額というのはつかんでいるのでしょうか、作物ごとに。この辺ちょっとお聞きしたい。

○副委員長（遠山昭二君） 久光副長。

○畜産林務課副長（久光 徹君） お答えいたします。

農作物への被害額ということでの御質問でございます。

こちらにつきましては、被害面積と被害額につきましては、北ひびき農業協同組合による調査を行っていただいております、そちらのほうの情報を適時入手しているところでございます。平成30年度におきましては、アライグマによる農作物被害につきましては、合計で6.7ヘクタールの面積において、被害額については164万7,000円ということで、農家の皆様からJAより聞き取りがされているところでございます。この6.7ヘクタールの主な作物としましてはトウモロコシまたカボチャなどとなっておりますが、主にはトウモロコシが多いような状況となっております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 私からは農業費の中で、農村部にある各地区のセンター等の稼働状況についてお伺いしたいと思います。

きのうのバスのときにも申し上げましたけれども、私のもともとの問題意識というのは、まちに住んでいる子が、子供でも大人でもいいんですけれども、農村部に出かけたときに、出かける流れをつくるという意識はあるんですけれども、出かけたときに休憩したり、場合によっては宿泊したりという場所がないということを以前から考えていまして、それで農村部にいろんな公共施設はあるんですけれども、こういったところの活用についてはどうなのかなと思った。それが質問のきっかけになりました。

それで、予算書の本体のほうで、96ページから99ページまでというところなんです。

今回取り上げる施設です。まず温根別にある生活改善センター、これが決算額では130万円というところなんです。その次にまた同じく温根別の多目的研修集会施設が決算額としては650万円ですが、これは床の改修を去年やったので、単純な管理で考えると実質100万円ちょっとと

いうところの決算だと思います。それから多寄でいくと、多寄研修センターの管理費が昨年度の決算222万円。4つ目が上士別構造改善センターの管理費145万円ということです。5つ目が多寄構造改善センター管理費が39万円。そしてちょっと毛色の違う施設ですが、朝日の農産加工施設の管理費1,162万円です。これは集落振興費で120万円の流用があったということもありますので、ちょっとあえて取り上げました。そして、第3回定例会でも話題にしました茂志利地区活性化センターの管理費が65万円。8つ目、最後に朝日の多目的交流施設、士別のまちから行くと朝日の一番入り口のところにある、以前直売施設をやっていたところだそうですが、ここの決算額は66万円と、以上8つの施設について、まず、もともとの目的と、それから国、主に当時の農林省だとかから助成もあったかと思うんですが、その助成率と要件等それぞれについてお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 古川上士別出張所長。

○上士別出張所長（古川 優君） お答えいたします。

まず、各施設という御質問ですので、担当が各出張所、朝日支所にまがりますので、私から答弁させていただきます。

各地区に設置しているセンターや集会施設については、地域住民の福祉の向上や振興、集会や研修、児童の健全育成などを図ることを目的にして設置しているところであります。

また、朝日地区の農産加工実習施設については、自給食料の高度利用による食生活の改善、生産物の有効利用と付加価値を高めることを目的として設置しております。

補助や助成などの要件等につきましては、農業基本法による農業構造改善事業の指定、農村振興法による振興山村の指定や中山間事業などを活用し、施設の建設費や農業機械の導入費などに充てておりますが、いずれも事業指定を受けることにより、国や道からの補助を受け、実施しているものであります。

次に、補助率については、建設当時活用した補助金等により違いがありますが、おおむね3割から8割となっております。

以上であります。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） おおむね3割から8割の助成率であったということをおおむね3割から8割となつておきたいと思います。

それで、この各施設の稼働状況についてお伺いしたいんですが、公共施設マネジメント計画のほうにも、この農村部の各施設の稼働状況が、利用者数何千人、1日あたりは4人とか何人とかと出ているんですけども、私からはちょっと日数で稼働状況をお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 古川所長。

○上士別出張所長（古川 優君） お答えいたします。

センターの稼働状況につきましては、平成30年度の実績で申し上げますと、温根別生活改善

センター及び多目的研修集会施設は243日、多寄研修センターは245日、多寄構造改善センターは237日、上士別構造改善センターは270日、農産加工実習施設は225日、茂志利地区農業活性化センターは28日、最後に朝日多目的交流施設は26日となっております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ちょっと実際の使用状況についてですが、200日を超えているところは、これは生活改善、温根別の場合は市の出張所が入っていると。出張所が入っているところと、それから保育園として使われているところは稼働日は多いと。あと農産加工施設はこれは当然非常に人気ありますのでそうかと思いますが、今言ったように出張所入っているところと保育園として使われているところは稼働率が多いと考えてよろしいですか。

○副委員長（遠山昭二君） 古川所長。

○上士別出張所長（古川 優君） お答えいたします。

茂志利地区農業活性化センターと朝日多目的交流施設以外は併設しております。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） もっと率直に言っていただければなと思いますけれども、温根別多目的研修施設は、実質というか大体床面積のかなりの部分を保育園として使われてます。それから多寄構造改善センターの床面積のほとんどの部分が保育園として使われているというのを確認したいんですけども、いいですか。

○副委員長（遠山昭二君） 古川所長。

○上士別出張所長（古川 優君） 委員がおっしゃるとおりでございます。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 確認がとれたので。

それでは、朝日地区の農産加工施設はいいとしても、茂志利地区農業活性化センターが28日、朝日の入り口の多目的交流施設が26日の稼働状況ということですが、何でこうなのかということを知りたいよりは、その28日なり26日の使用内容についてお聞きすることはできますか。

○副委員長（遠山昭二君） 岡田経済建設課長。

○経済建設課長（岡田詔彦君） お答えいたします。

朝日地区の茂志利地区農業活性化センター、それから朝日多目的交流施設ですけども、それぞれ茂志利地区は茂志利地区の住民を対象にしたもの、それから多目的交流施設は北線地区、それから糸魚地区というところで、地区にほぼ限定されたような施設ということでもともと建設されております。利用の内容ですけども、それぞれの地区の住民が集まる機会、例えば老人会ですとか地区の集会ですとかそういうことに使われております。

茂志利地区活性化センターにつきましては、現在住んでいる方がいらっしゃらないという事情もありまして、酪農家の方のところに研修としていらっしゃる方の休憩所として使われてい

るというのが主な使用になっております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 多目的交流施設は老人会ということ、それから茂志利地区活性化センターは酪農家のところに研修に来ている方の休憩所と使われているということで押さえました。

先ほど一つ保留していた助成率で3割から8割ということなんですけれども、常識的に考えると、例えば8割、国・道の助成があったら、結構使用目的というか、タイトというか、あまり目的が逸脱したことに使うんでないよという念押しもあるのかなと考えるんですが、ちょっと一般論でいいので、まずこういった施設の適正な使用と目的外使用ということについてちょっと概念を示していただきたいんですが、よろしいですか。

○副委員長（遠山昭二君） 古川所長。

○上士別出張所長（古川 優君） お答えいたします。

各センターの適正な利用に関しましては、各施設条例の設置目的もしくは趣旨に基づくものであります。また、目的外の利用については、地方自治法の規定により、用途目的を妨げない限度において使用許可できるとされているほか、士別市公有財産管理規則で、市の事務、事業に便宜となるときや市の施設の運営を増進することとなるときなどが目的外使用を許可することができるとしています。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それで、この8つのうち2つは保育園として使用されているという実態も押さえたところですが、私も別の保育園をやっていますけれども、お泊まり会というのがあるんです、保育の一環として。結局その保育園に宿泊することで子供の親から離れて、一晚親から離れて子供たちの連帯感を養うだとか、その自立させるという目的もあるんですけれども、当然こういった保育園もお泊まり会などもやっていると思います。私旅館業法だとかいろいろ今回調べましたけれども、特定の人を特定の目的でそこに宿泊させるのは問題ないと思うんです。ちょっとしつこくて済みません。3定のときに茂志利活性化センターの天塩岳のイベントの参加者を泊めるのは目的外使用だという答弁あったんですけれども、それも特定の大会に特定の人を泊める、不特定の人に入ってもらってください、3,000円いただきますとか、それは旅館業法に違反するんですけれども、そうじゃなくて、今、市の規則でも目的外使用が認められる場合もあるという答弁もあったんですが、それでも、そういう天塩岳の例えばイベントがあるから茂志利活性化センターに寝袋を持ってきて、寝てもらおうというそれは目的外ですか、どうですか。その辺3定の答弁維持されますか。

○副委員長（遠山昭二君） 岡田課長。

○経済建設課長（岡田詔彦君） お答えいたします。

茂志利地区農業活性化センターにつきましては、平成10年に北海道から財産譲与を受けた施

設でありまして、その財産処分の制限を受ける施設であります。制限期間は26年と、残り5年間ある状況でもあります。先ほど申しましたとおり、茂志利地区の活性化センターにつきましては、当初住んでいらっしゃる方を対象に、地域のための施設ということで位置づけて建設しております。現在は住む方がいないということで、先ほども申しましたとおり、酪農家の方の研修生の休憩所として使っているという現状はあります。

先ほど質問にありました施設の使用についてですけれども、最初に申し上げましたとおり、地域住民のための福祉の向上や振興、集会や研修、児童の健全育成などを図るということを目指しておりますが、私は第3回定例会でも申したんですけれども、宿泊のみということが目的である場合は、地域住民のための福祉の向上を初めとした使用目的からは外れるということになりますので、宿泊だけとなると目的外の使用になると考えております。また、入浴を初めとした宿泊目的での使用ということになりますと、そういう設備を整えていないということから、宿泊施設として十分な対応は困難であるとも考えております。

しかしながら、委員のお話にありました速登競争を初めとした天塩岳の関連イベントなどでの使用申請の場合につきましては、広い意味で地域の活性化にもつながるとは考えております。その際は主催団体からどのような使用をするのか、そちらのほうも十分に確認をした上で判断いたしまして、以前からお話しいただいていますように、せっかくの施設であるということでもありますので、より多くの方に利用していただけるよう柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） この茂志利活性化センター、昨年度の決算でも65万円ほどかけているということもありますし、以前おられた彌川議員も私も、あそこを何か例えば天塩岳登る人のビジターセンターにできないかとか野菜を直売したらどうかとか、いろいろ提案してきた歴史はあります。なので、ぜひしっかり効率的に使っていただきたいというのは一つあります。

あと、最後よろしければ、ちょっと副市長にお話ししたいのですが、今、オリンピックのマラソンが札幌開催ということで、駒澤大学の陸上競技部監督がいつそのこと土別でなんて発言が出ています。ありがたい話ですけれども、そういうふうに降って湧いたと言ったらあれですけれども、突然、準備期間短いながらも、どんと大きなイベントが来る可能性が今後あるわけです。そういうときに、いろんなその公共施設、メディアからボランティアスタッフからいっぱい来るときに、宿がないですなんて言っていられないと思うんです。だから私はこういう公共施設等についても、そういう特定の人が泊まる、特定の目的で泊まる分はいいんだと、ちょっとあらかじめゴーサイン出しておく必要があるんじゃないかと私は思うんですけれども、副市長コメントいただけますか。

○副委員長（遠山昭二君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 東京オリンピック・パラリンピックのマラソン、競歩について、今、北

海道でということで話題になっておりますけれども、情報によりますと東京都は東京都でなお開催、あるいはその復興オリパラということで、東北でという検討もしているという話もございます。

ただ、今お話がございましたように、いろんな状況によって私どものところに多くの方がいらっしゃるという可能性もいろんな形の中で出てくることもあると思います。これまでも、宿泊がいっぱい泊まれないといったときには、例えば神社にお願いする、あるいはお寺にお願いするといったようなこともいろいろ検討したこともありますので、今、委員の御提案にありましたとおり、使うことは可能だといった方向性があるものについては、そういったことの検討も必要かなと思いますし、そういった検討もしていきたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。

第7款商工費については、通告がありませんので、次に移ります。

第8款土木費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。谷 守委員。

○委員（谷 守君） それでは、私のほうから土木費の住宅費、空き家住宅内通路確保事業についてお聞きしたいと思います。成果報告書の56ページ上段ということになります。

まず最初にお断りというか最初にお話ししたいんですが、この事業については、今回の30年度決算を終えてというよりも、数年前前から気になっていた事業ということで、今回改めて通告させていただきました。そこで、まずこの事業の概要を再度確認したいと思いますので、この事業の概要についてもう少し詳しく、そしてあわせて直近の事業金額について確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（遠山昭二君） 伊藤経済建設課副長。

○経済建設課副長（伊藤 勉君） お答えいたします。

この事業の内容は、市営住宅の通路除雪において、空き家住宅に係る部分の通路除雪を市が実施するというものです。団地内の安全な生活路線を確保するため、降雪期である11月から3月までの間、除雪組合を組織している団地の空き家住宅の通路部分を事業の対象としております。平成30年度は朝日地区のもみじ団地、あけぼの団地、一二三団地の3つの団地が除雪組合を組織しておりまして、入居者の住宅に係る部分は、それぞれの除雪組合が費用を負担し、入居者の通行に必要な空き家住宅に係る部分を市が負担したというものです。

それから、ここ数年の事業の実績でございます。平成28年度からの3カ年なんですけれども、平成28年度は、先ほど申しました3団地に加えて、三望台団地を加えた4団地に対してですけれども、対象の空き家戸数が28戸、事業費は30万1,548円となっております。29年度は同じく4団地38戸に対し131万1,546円となっております。30年度は対象団地が3団地になりまして、空き家戸数が22戸、事業費は51万9,156円となっている状況です。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 要するに空き家になっている部分について、本市がその負担割合に応じて、空き家の割合に応じて負担しているということだと思います。

そこで、まずこの本市の市営住宅の入居に当たってということで、一般の民間賃貸住宅と違って市用ということになりますので、この市営住宅に入るに当たっては、本市の定めるところの公営住宅法ですとか本市の条例、それに基づいて、また入居者のしおり、最初の約束事の中で入居しているんじゃないかと思います。

そこで、市営住宅に入る場合のこの入居住宅のしおりというものを事前にいただいたんですが、その箇所で、共同作業という場面で、除排雪と周辺の草刈り作業ということで、こう書いてあります。集合住宅における1階部分の屋根と通路部分、駐車場などの雪については、入居者皆さんで除排雪していただくことになると。自分たちでできないときは業者に依頼するなど、皆さんと相談の上、御協力願いますという形でうたっておりますけれども、この場合、組合をつくって、その空き家部分を助成しているということでもありますけれども、そのいろいろな決まり事から関連して、どういった経緯で、これはその除雪費用を負担しているかということをちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、よろしくをお願いします。

○副委員長（遠山昭二君） 伊藤副長。

○経済建設課副長（伊藤 勉君） お答えします。

委員がおっしゃるとおり、市営住宅の入居者には、入居手続の際に日常生活についての取り決めですとか約束事を説明させていただいております。資料については、先ほどお話にございました市営住宅入居者のしおりというものです。おっしゃるとおり、共同部分について、冬期間1階部分の屋根、通路部分、駐車場等の除雪については入居者の皆さんで御対応いただくように御説明しているところなんですけれども、しかしながら、この事業の対象としている団地なんですけれども、1棟が4戸入居できる長屋の状況がございます。市道側から見て、奥の団地に入居している方なんですけれども、市道側の住宅前の通路が除雪されていないと出入りができないという状況にあります。また、玄関前から団地内通路までの距離が長いということ、さらには団地内通路の幅員が広いといった状況もありまして、入居者の住宅前は各団地の入居者が組合を組織し、除雪いただいているところなんですけれども、空き家部分の除雪については、団地内通路の特殊なつくりといったものを考慮いたしまして、入居者を初め、例えば緊急車両等通行の支障が生じないように、また、政策的に空き家住宅の確保の必要性から、その費用を市が負担しているといった経緯がございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 自分もこの3団地を実際に見てみました。今言ったとおりのことになるとかと思います。ちょっと話がこれから長くなるかもしれないですけども、できるだけ抑えて。

その問題のこの除排雪をしている通路というところでもありますけれども、これは本当にきち

んと縁石も入って、いわばもう道路じゃないかというぐらいの見方をしています。入居をしている方は、その通路に至るまで自分の玄関先からその通路までは当然自分でやっておられると、それと駐車場についても、もちろん自分の自己負担の中でやっているということで、この広い通路については、空き家部分について本市が負担しているということでもあります。

実際見てみて、なるほどやはりこれは、なぜ負担しているんだということから、現状ではこれを負担すべきというか、本市が全部はねなきゃならないんじゃないかという見解にちょっと変わったんです。その理由としては、今言ったことと、あと市内でも建築基準法上、道路ではない、公衆用道路として奥地に建築基準法上4メートル道路に接しなきゃならないという面から、そういった民間土地の上に公衆用道路というのができ上がって、それも市の除雪が入っているところもあります。個人の負担でなくて。それは先ほど出た緊急車両ですとか、そういったこと、奥地の人が救急車ですとか消防、火事火災、緊急時に対応できるように対応しているということだと思います。これはもちろん本市の土地上ということですので、なおさら本市で対応しなければならないのではないかと思います。

この除雪費用、かかった除雪費をちょっといろいろ逆算してみますと、1人当たり1冬大体平均で2万円ぐらいの負担になるのでしょうか。大体今までの過去5年の空き家率を見てみると、大体20%強ということで、本市はその2割程度を常に負担しているということになると思います。そういった中で、では実際に総体的な除雪費が何ぼかかるんだということで、これは過去の雪の降り方ですとか、いろいろその量によっても違うかと思うんですけども、大体平均すると逆算で、この3団地を除く通路を全部本市でやるとなると250万円程度になるんじゃないかなと想像します。ちょっと違ったらまたあれなんですけれども、その程度の金額になるということと、そういった形の中で、本来であれば除雪組合を立てて、本市で除雪しなければならないものを入っている人が負担しているという見解に私は変わったんですけれども、そんな中で、今後このままでいくかどうかということ、このまま継続している事業ですけれども、これはやはり本来であれば、本市がはねなきゃならない通路、道路じゃないかと思うんですけども、その辺の見解、今後の見解等を含めまして御所見をお願いしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 岡田課長。

○経済建設課長（岡田詔彦君） お答えいたします。

現在行っております空き家通路除雪についての事業でありますけれども、この事業は平成23年から行っております。これまでの経過としましては、平成13年に合併前の朝日町で団地の除雪組合に対しまして補助金を交付していた事業となりまして、これは個人負担により組合が業者へ直接委託をしておりましたが、組合のほうから個人負担の金額が大きということで、組合の要請からこういう事業が始まったということになっております。

この後、合併時の協議におきましては、除雪組合を組織している団地のみの事業であること、それから小規模団地には、これら除雪組合を結成していないため、補助金は交付していない。そういうことから、団地間でも格差があったということでありまして、平成23年3月までの合

併特例区期間で、これまでやっていた制度を見直すということで、23年度から現在の空き家住宅部分の除雪経費を市が負担するという形になっております。

委員お話の市の負担で除雪をする場合でありますけれども、団地除雪組合で契約している単価で試算をしましたところ、その年の降雪量にもよると、委員もお話になっていましたけれども、委員お話の250万円とか、場合によっては300万円だとか、それぐらいになるかなと考えております。

先ほども答弁申し上げたんですけれども、入居の際には、通路部分の除雪は入居者の皆さんが対応する、対応していただくようお願いしているところで、全市的にも入居者の方に通路部分については対応していただいております。

また、本事業の対象となっております除雪組合を組織している団地におきましても、入居者の方に御理解をいただいて、通路除雪の費用を負担していただいているという合併前からの経過がありますことから、今後におきましても、引き続き、入居されている方に御理解をいただきながら、本事業を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） それでは、続きまして、公営住宅のストック総合改善事業について伺いたいと思います。

今までも公営住宅ストック総合改善事業は行われてきましたが、まず、この事業内容と目的の説明をお願いしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤施設管理課副長。

○施設管理課副長（佐藤志津子君） お答えいたします。

本事業は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金事業として行っております。劣化が進む建物に予防保全的な計画修繕をすることで建物本体の経年劣化をおくらせ、既存建物の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図ることを目的としており、主に屋根や屋上防水、及び外壁に一般的な塗装に比べ遮熱性の高い塗装を施した工事を実施しております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 屋根、外壁の工事を行って経年劣化を防ぐということですね。

この公営住宅の予防保全を含めて、この修繕の実施なんですが、修繕する年数とか修繕事項などの決まりはあるのでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤副長。

○施設管理課副長（佐藤志津子君） お答えいたします。

社会資本整備総合交付金の基準に基づき修繕を計画しており、屋根などの塗装については建設からおおむね20年度程度経過したものを対象としております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） こういう修繕も必要なんですけれども、この市営住宅の今入居者の高齢化が本当に目立つ中で、この近年建てられている市営住宅が、バリアフリーを含めまして、手すりなども充実されて、本当に高齢者が生活しやすい住宅になっておりますけれども、本当に10年、20年たった住宅の中では、共同の入り口などにまだ手すりがついていないとか、こういうこともあるので、また、高齢者がそこでけがをなされたという前例も聞いておりますので、今後、こういう総合改善事業の中で、こういう手すりなども含めた事業を展開できないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 土田施設管理課長。

○施設管理課長（土田 実君） お答えいたします。

古いタイプの共用の入り口に段差がある住棟は現時点で49棟ありますが、共用部の形状が階段式型や片廊下型など、タイプの違いと傾斜地にある団地など地理的な条件もあり、一律に全49棟対応することは難しいと考えております。これまで個別に高齢化などによる身体状況の変化から、高層階や段差がある住宅への居住が困難になった場合については、低層階やバリアフリー住宅への住みかえの申し込みを受け付けております。委員御指摘、御提案の手すりの設置については、住みかえが難しい方を対象に生活状況をお聞きした上、出入り口の安全確保の必要性を検討した上で、手すりの設置について個別で対応を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 土木費の中で、西広通の開業事業について質問いたします。

この工事、昨年度全部終わりました、昨年度の決算としては5,400万円というところです。うち4割が舗装工事に使われ、4割が植樹です。西広通の歩道のところに植樹をしたということに使われています。残り2割が標識だとかそういったものの設置工事ということでした。ちょうど去年のこの決算審査で村上緑一委員がこの開通までの経緯とか総費用について聞いておられます。この点は答弁は必要ないと思いますので私のほうから言いますと、総事業費が7億円で経緯は足かけ9年間かかったと、補助金の交付が2年間延びたりしたということもあって、9年間かかったという答弁でした。

まずお聞きしたいのが、開通から一応1年たってるわけです。この全線開通した効果、当時から、その西広通ができることによって国道40号線の交通量が減るとか、そういう見込みを村上委員に対して答弁されていましたが、今でも同じような効果の認識でしょうか。また、1年経て開通した効果は変わったとかという認識はございませんか。

○副委員長（遠山昭二君） 田中都市整備課土木係主査。

○都市整備課主査（田中一幸君） お答えします。

周辺の幹線道路では、大型車両の通行は以前より減り、車両通行に伴う振動や道路の損傷も減っていることから、西広通への一定の効果がシフト、通行量がシフトしていることから一定

の効果が得られていると考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ビートを今運んでいる車がたくさん往来していますけれども、一部分、結構40号線も通ってると思うんですが、西広通にシフトしたという市の認識なんですね。もうちょっと様子を実際の目で見てみないとは思いますが、次の質問に参ります。

以前、この西広通沿線に企業誘致は考えないのかということ質問しまして、相山副市長から答弁いただいたんですけれども、開通1年経たわけですけれども、特に昨年度等、何かこの西広通沿線への立地はどうかという宣伝等を行ったかどうか、お聞きしておきます。

○副委員長（遠山昭二君） 大橋企画課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

企業から工業団地等への相談があったときには、口頭で西広通が開通して、アクセスの向上が図られているということを紹介させていただいています。今後は資料等に記載をしながらPRに努めていきたいと思っています。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） もともと、そういう問題意識を持ったのは、いわゆる観月踏切でしたっけ、名越踏切、要は旧西小学校に行くところにある踏切が危険だということで、宅配便の会社なんか結局あの踏切の近くに立地したという経緯がありまして、どうして市として新しい道路を開通するのに、その企業にこちらにおいでと誘導しないのかなという疑問があったんです。それで、その疑問から、せつかく西広通ができたのであれば、しかも交通がスムーズだということであれば、なるべくそちらに企業を誘致するということをお願いしたいと思います。

次に、去年、村上委員も懸念されていましたが、交通の問題です。自動車の速度制限について、西広通にもともとあった南側の部分です。農機具メーカーだとか、元の卸売市場なんかあったところ。そこは時速40キロメートル制限なんですけど、この新しくできた部分は、見てみると標識、速度制限の標識がないんですけれども、これはなぜなのかお答えいただきたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 高橋自治環境課自治広報係長。

○自治環境課自治広報係長（高橋将人君） お答えいたします。

道路の速度規制につきましては、道路の幅員の状況ですとか交通量、それから道路沿いの住宅の密集度合い、施設の状況などを勘案しながら交通の円滑化という部分も考慮して決められているということでもあります。

西広通につきましては、昨年9月中旬に全線開通してから1年余りが経過しましたが、この間の交通状況などについて、警察としても注視していたと聞いております。警察としては、これら交通状況の様子を見て、規制を考えるとしていたことから、現在については規制が行わ

れていないということでもあります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 最終的には公安委員会なり警察がということなのですが、昨年の村上委員への答弁では、平成28年度から北海道公安委員会に要望していると、何を要望しているかというところ、剣淵川パークゴルフ場に入る部分との交差点で一時停止の標識を設けるように北海道公安委員会に要望しているんだということでした。これは1年たちましたけれども、特に一時停止の標識をつくるよという話は公安委員会から出ていないんですか。

○副委員長（遠山昭二君） 東川資源循環統括監。

○資源循環統括監（東川晃宏君） お答えいたします。

今お話のありました一時停止の標識の件につきましては、警察のほうから設置する旨のお話はいただいているところでもあります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） この西広通、一時市のほうからその観月地区、駅南地区の悲願だという話もあって、いや、本当にそうなのかなとか疑問を呈しながら9年間たって、全線開通したわけですが、私はちょっとこれから冬に向けて、やはり事故の懸念はあるなどは思っているんです。なので、ちょっとその一時停止の標識だとか横断歩道等について、歩行者保護の観点からしっかりやっていただきたいと思いますが、最後にコメントいただけますか。

○副委員長（遠山昭二君） 東川統括監。

○資源循環統括監（東川晃宏君） お答えいたします。

横断歩道の設置等のお話をただいまいただきました。例えばそのパークゴルフ場なんかを利用されている方の多くは自動車または自転車などで訪れている状況と認識しております。そうした利用者からは横断歩道の設置を求めるといった声はお聞きしていない状況であります。

また、今回この質問の通告をいただきまして、警察署のほうにも西広通の事故の状況等についてお話を伺いしてきたところですが、開通して1年以上たつけれども、西広通のところでは事故の発生はないという話を聞いているところでもあります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。

ないようですので、第9款消防費から第14款予備費については通告がありませんでした。ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 11時44分休憩)

(午後 1時30分再開)

○副委員長（遠山昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成30年度国民健康保険事業特別会計から平成30年度農業集落排水事業特別会計までの各特別会計について一括して質疑を行います。

御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 私から国民健康保険事業特別会計についてお伺いいたします。

決算書でいけば137ページ、また主要成果報告書でいけば73ページでございます。

まず初めに、平成30年度においては国保事業の都道府県単位化ということで、北海道においても北海道単位化が図られました。まずはその単位化の概要ということで、この単位化の目的、さらには平成29年度の制度の変更前と国民健康保険税事業費納付金、保険給付費等の流れがどのように変わったのか、お伺いいたします。

○副委員長（遠山昭二君） 古川市民課副長。

○市民課副長（古川さおり君） お答えいたします。

まず、都道府県単位化の目的についてですが、高齢者が多いため、医療費が高く、所得の低い加入者が多いという構造的な問題を抱えている国保運営において、都道府県規模で財政運営を行うことにより、負担の公平化や財政の安定を図ることを目的としています。

次に、これまでとどう変わったのかという部分であります。これまでの財政運営は、市町村が独自に医療費を推計し、保険税として必要な額が納められる税率を決定していました。制度改正後においては、保険給付費に必要な費用は北海道から市町村に全額交付され、その財政運営の財源として、市町村は北海道が示す事業費納付金を納める仕組みとなりました。この事業費納付金を支払うことのできる税収の確保が必要となり、基本的には北海道が示す標準税率を参考に税率の設定を行うこととなりました。都道府県単位化により単年度収支においては医療費の動向による影響を受けることなく、安定した財政運営が可能な仕組みとなりました。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 今、目的と、また保険税事業費納付金給付費等の流れについて説明いただきましたけれども、都道府県単位化、北海道単位化によっては、今後、この運営方針が示されているかと思いますが、具体的には規模が拡大して、行く行くは北海道において保険税の平準化を目指すという方針を掲げられているかと思いますが、北海道においては、この保険税の平準化、例えば目標年次、あるいはそこに向かって、どのような手法で、この国保税、北海道内における平準化を目指していくのか、わかる範囲でお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 古川副長。

○市民課副長（古川さおり君） お答えいたします。

現在北海道においては、各市町村の医療費水準や収納率などの個別事業に影響されず、道内どこに住んでいても同じ所得の世帯であれば同じ保険税率となるよう統一保険税率を目指しているところです。

保険税統一に向けたスケジュールについては、北海道国保運営方針において、6年間で基本に3年ごとの見直しの中で検討し、方針を定めております。保険税統一を目指すに当たり、まず令和5年度までの運営方針の中で納付金配分の平準化を目指しているところです。現在の納付金の算定は、制度導入による加入者負担の急激な変化に配慮するため、平成30年度から令和5年度までの6年間で基本として激変緩和措置が講じられております。この激変緩和措置期間が終了する令和6年度以降の運営方針において統一保険税率を目指していくこととしているところではありますが、具体的な年次については現段階では示されていないところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 6年間の期間ということで、令和5年度を目途にということでもありますけれども、平準化がどこのタイミングで行われるかというのはまだ見通せていないという状況だと思います。

それで、現在の平準化に向けた動きの中で、本市の国保事業に対する影響についてお伺いをしたいんですけれども、本市における税率等の改正についての影響、先般の本会議の中でも、今年度税率改定が一部ございましたけれども、このようなことが今後も含めて、どのような形で行われていくのか、見通しがあればお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤祐希君） お答えいたします。

納付金配分の平準化を目指す中での影響についてですが、道内の市町村においては、所得水準や医療費水準に地域差が大きいことから、現在納付金算定においては加入者負担の急激な変化に配慮するための緩和措置が講じられているところですが、本市においてはいずれもほぼ平均値となっていることから、緩和措置終了後においても大きな影響はないものと見込んでおります。

また、統一保険税率に向けては、税率の算定方法統一のため資産割の廃止や決算補填目的の法定外繰入の解消など、各市町村において取り組むべき課題がありますが、これらについても本市においては既に取り組んでいるため、大きな影響はないものと見込んでおります。

ただ、北海道全体として被保険者数が減少する中、1人当たりの医療費は増加傾向にあることから納付金額の増加が見込まれるものと考えております。これらを踏まえて、毎年北海道から示される納付金額及び標準保険税率に基づき、実態に即した税率の見直しは必要と考えており、急激な負担増とならないよう適宜適正な税率の見直しを行っていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 先ほど来、北海道統一の税率ということで目指していく中ではあるかと思っておりますけれども、本議会においても、この間、国保税に関してはとりわけ被扶養者の子に係る均等割の負担軽減など本市独自のそういった軽減策がとれないかという提言もある中でありま

すけれども、そこで確認なんです、この平準化に向かつての流れの中で、今申し上げたような、いわゆる本市独自の負担軽減策等を講じることが検討できるのかどうか、この部分についてお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 法邑市民自治部長。

○市民自治部長（法邑和浩君） お答えいたします。

この件につきましては、さきの佐藤議員の一般質問でもお答えをしているところであります。国保の加入者は、他の医療費制度の加入者に比べますと所得水準が低いということがありまして、これは所得に対する保険料の負担割合、これは高い状況もあります。そうした面ですとか、その子育て支援といったような面で、子供の均等割の軽減を図っている市町村もあるという状況です。

ただ、現在の国保の制度の中では、こうした低所得世帯に対しましては、これは均等割と平等割でありますけれども、軽減措置ということで7割、5割、2割ということで軽減が図られておりまして、ここ数年、この範囲も拡大をしてきている状況にあります。そうした中で、士別市では約6割の世帯がこの何らかの軽減措置を受けているという状況にもあります。

また、国民健康保険法では全ての加入者に均等割と所得割は課するという事にもなっているところであります。そうした中で、その子供の均等割の軽減であります、考え方としまして、今委員がおっしゃったように、都道府県化の中で統一した保険料を目指していくと。要するに道内どこに住んでいても同じ世帯構成あるいは所得水準であれば同じ負担になるということを目指しているところであります。

また、士別市としましては、そこに向けて、段階的にこれまで資産割も廃止してきておりますし、ことしの税率改正の中でも、できるだけ標準税率に近づけた税率設定の仕方なんかもしてきております。

したがいまして、こうした中で独自の軽減措置という部分につきましては、こうした趣旨にはそぐわないと考えておりまして、また加入者負担の公平性の面からも適当ではないと考えております。この件につきましては、国の責任においてきちっと財源措置をする中で、その制度として創設するべきと考えているところでありまして、市長会ですとか国保連合会などから国に要望しているところでありますので、今後においても常にそうした要望については続けていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ちょっと別の視点での質問になります。都道府県単位化の概要でも御答弁いただいているところではありますけれども、本市独自の今後の医療費給付の見込み等推計が士別市から北海道になるということで理解をしているところでありますけれども、そういった部分でいきますと、今後のいわゆる被保険者の保険給付費の増、あるいはそういった本市のこの事業会計の中でそういった部分、今後に備えるといった意味での予備費等のそういった推計

などについては、若干端的に言えば行わなくてよいと、行わなくてよくなったという理解でよろしいか、お知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 古川副長。

○市民課副長（古川さおり君） お答えいたします。

今後の医療費の見込みにつきましては、納付金算定に必要な医療費につきましては、北海道において推計することとなりますが、市の会計予算における医療費の支出については、これまで同様、歳出予算として計上しますので、本市としても医療費の見込みについては当然把握しなければならぬことであり、引き続き推計を行ってまいります。

また、予備費につきましては納付金制度により基本的には不用となったことから、今年度予算からは計上していないところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 決算の中身についてお伺いをしていきたいと思っております。

国保事業の今後の安定化という視点でお伺いしますけれども、決算書で特別交付金、道からの医療給付ではなくて、保険者の取り組みに対してだと思えますけれども、特別交付金が平成30年度当初予算2,253万4,000円に対して決算額が6,166万4,000円と、予算決算の関係でいけば大幅増となっています。この理由と、この特別交付金の内訳についてもお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 古川副長。

○市民課副長（古川さおり君） お答えいたします。

まず、特別交付金の決算額の内訳についてお知らせいたします。

まず、保険者努力支援制度分として1,074万5,000円、国の特別調整交付金分として1,581万4,000円、道の特別調整交付金分として2,924万9,000円、特定健診等負担金分として585万6,000円、合計6,166万4,000円となり、予算額に対し3,913万円の増額となっているところです。

各交付金の予算の算定につきましては、医療費適正化や収納率向上などにおいて、取り組みに対する実施状況に対し算定されるものと、特定健診の受診率、収納率といった実績の評価に基づいて算定するものがありまして、予算計上においては確実に交付が見込まれるものについて計上しておりましたので、30年度の交付決定においては実績評価に対する交付も受けられたことから増額となっているところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 今の関連で、保険者として取り組みばもらえるもので予算化して、特定保健指導等の実施率で、実績でもらったものが多く入ったよということなんですけれども、収納率対策や特定健診受診率と、これまで本市で行っているいわゆる保険者努力、この支援分なんですけれども、今後、国の制度が変わらなければ、引き続き30年度と同様の特別交付金が受けられるという理解でよろしいでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤課長。

○市民課長（佐藤祐希君） お答えします。

交付金につきましては、それぞれの交付金の評価指標に基づき算定されており、評価指標については、毎年実態に即した内容に見直しはありますが、基本的には医療費適正化や収納率向上などの取り組みに対する評価と特定健診受診率や収納率などの実績に対して評価される内容となっております。

取り組みに対する評価については、事業を継続することで引き続き評価を得られるものと考えますが、特定健診受診率や収納率などについては、対象年度の実績などにより評価されるため、関係部署と連携を図りながら引き続き高い評価を得られるよう努めてまいります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 引き続きの取り組みをよろしく願います。

この部分の最後なんですけれども、基金についてお伺いいたします。

国民健康保険の支払準備基金でございます。これまでとの変更によって、ただいまそれぞれ御答弁いただいているように、制度改正によって毎年の事業費納付金ということ、そこが大きな部分かなと思いますので、それに対して基金についてはこれまでと目的が若干変わっているのかなと思っています。ところで、改めてこの国民健康保険支払準備基金の用途と、さらに平成30年度決算によって約9,000万円の積み増しがされています。ただいま申し上げたとおり、事業費納付金を納める仕組みであれば、この額、年度末の基金残高でいけば1億8,250万円ということでありまして、この本市の国保事業の事業規模に対してこの額が妥当なのか、過不足あればどのぐらいの保有が妥当なんだということについてお知らせいただきたいと思っております。

○副委員長（遠山昭二君） 法邑部長。

○市民自治部長（法邑和浩君） 国保の支払準備基金ではありますが、現在2億7,000万円ほど保有をしております。用途でありますけれども、都道府県単位化になる以前は、これは医療給付費に要する経費に不足が生じた場合に処分できるということになっておりましたけれども、都道府県化後においては、道に納めます事業費納付金、これに要する経費に不足が生じたときに処分するというようになっております。ですから、被保険者数が見込みより減ったですとか、税収が思ったよりも入ってこないということで、道に納める事業納付金の財源に不足が生じた場合にこれは取り崩すということになります。

それで、都道府県化後この納付金制度が導入されて、その医療費の動向による財源不足というのは生じない仕組みとなっておりますが、特別会計ということでもありますので、これは独立採算で運営が原則ということになりますので、基金によって安定的な弾力的な運営ができると考えております。

それで、どの程度の保有が妥当かという部分については、明確な基準というのは持ち合わせ

てはおりませんが、今、北海道のほうでも保有すべき基金の額についての基準を、今後検討する課題だと言っておりますので、恐らくもう少し先になろうかと思っておりますけれども、そうした部分を参考にしながら一定額を保有しつつ、これは安定的な国保の運営が図れるように努めてまいりたいと考えております。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 続きまして、介護保険事業特別会計のうち総務費、趣旨普及費、高齢者福祉介護保険ガイドブックについて質問いたします。決算書は175ページ、また決算資料の不用額調べで29ページに関連資料がございます。

取り上げますガイドブックについては、平成30年度4月現在内容のこの高齢者福祉介護保険ガイドブックでございます。これについてお伺いいたします。

まず初めに、このガイドブックの作成概要、配布対象者や作成部数、作成費用についてお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 伊藤介護保険課副長。

○介護保険課副長（伊藤昌彦君） お答えいたします。

ガイドブックの概要につきましては、高齢者の相談窓口の紹介や介護保険にかかわる制度の仕組み、サービス利用の手順、サービスの種類それからその費用、介護保険料、そしてサービス事業者の一覧などを掲載しております。また、命のバトンですとか除雪サービスといった高齢者サービスの内容や利用料金についても掲載しております。

作成に当たりましては、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、これらを3年に1度策定しており、介護保険制度や高齢者福祉サービスなどの見直しや変更に対応するために、計画策定された翌年度にその改正内容を反映したガイドブックの作成をしております。内容が多岐にわたることから、ページ数としましては48ページのボリュームのある冊子となっております。

次に、配布対象者についてお答えいたします。

主に相談別とか困り事のあった市民の方を対象としておりますが、配布先といたしましては市役所窓口、支所、出張所、いきいき健康センター、それから高齢者の困り事などの主な相談窓口となります在宅介護支援センター、それから市内の介護施設、医療機関などに配布をしております。それらの場所に相談に来られた方に説明をする際に、制度の説明ですとかサービスの利用の流れ、この部分の必要な部分をわかりやすく説明するために利用することを想定して、必要という方がいらっしゃったら、その場合はそのままお渡しをするということをしております。また、介護認定審査員の方、そして民生委員の方々にも配布をしております。このほかには、各種の研修ですとか出前講座の教材などといったことに活用もいただいているところ です。

続きまして、作成部数についてです。

3,400部作成をしております。内訳としましては、市の窓口700部、在宅介護支援センターに700部、そして介護事業所それから医療機関に600部配布をしております。民生委員の方々な

ども100部程度お渡ししております。合わせて2,100部が作成当初に配布済みになっています。残りにつきましては、新規で介護認定を受ける方というのが例年300人から350人程度いらっしゃいますので、3年間でおおむね相談をされる方というのが1,000名程度いらっしゃると見込みまして、1,000部相談される方用ということで確保しております。また、残りの300部につきましては予備として保管をしております。

次に、作成費用といたしましては、入札によりまして実績額82万9,872円となっております。以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 制度改正に伴っての作成なので、今ありまして3年に1度の作成ということでございますが、この間、初めてつくったものじゃないので、これまでつくっていた都度都度見直しがされているかなと思うんですけども、今回の作成に当たって具体的に見直した点がありましたらお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 伊藤副長。

○介護保険課副長（伊藤昌彦君） お答えいたします。

今回ガイドブックの作成に当たりまして、介護事業所や医療機関の方にお話を聞く中で、相談窓口でよく聞かれる内容を反映しております。

具体的に申し上げますと、事業所の利用要件ですとか定員、それから通所サービスでいきますと、そのサービスの中で入浴ができるのかとか食事ができるのかといった部分を事業所一覧の中に盛り込んで作成をしております。

また、スマートフォンやタブレットでどこでもいつでもガイドブックが閲覧できるように、市のホームページにPDFという形ではありますが、あわせて公開をしています。

以上となります。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 改正内容についてはわかりました。

実際不用額として60万4,000円ということで、入札執行残ということでございますけれども、執行率でいけば57.9%ぐらいということで、これは確認なんですけど、予算計上のときに、かなり入札額と予算額の乖離があるんですけども、予算計上が適切だったのかなということで確認として、どのような手続で予算計上したのか、これだけ執行率が下がった理由についてお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 伊藤副長。

○介護保険課副長（伊藤昌彦君） お答えいたします。

当初予算の編成に当たりまして、積算といたしましては、前回平成27年に作成をしたものを参考として、必要部数を3,000部と、そして1社からの参考見積もりによって、当初予算要求として136万円ほどを見込んで予算要求をしております。

入札の執行に向けまして、配布部数ですとか在庫状況のほうを確認しましたところ、3,000

部では少し不足が生じる可能性が見込まれるといったところがありましたので、複数業者からの参考見積もりを徴取しまして再検討しましたところ、現行予算の範囲以内で対応が可能であるといったところから積算を変更しまして、必要部数3,400部として入札を執行いたしました。執行の結果といたしましては、入札単価が大きく減少したことに伴いまして60万円程度執行残となったところになります。

今後の予算編成に当たりましては、積算の内容、こちらのほうをしっかりと精査する中で、複数業者の見積もり、これを徴取するなど、より正確性の高い予算要求となるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 手続に何か誤りがあったのではないかとということでの質問ではなくて、確認で、適正に入札されてということでございましたけれども、申し上げたい部分は、この今取り上げていますガイドブックなんですけれども、先ほどありましたとおり、全48ページのカラーでございまして、介護保険の制度内容、サービス利用の手順、費用また市内のサービスを提供している事業所の全てが網羅されている本当に素晴らしいガイドブックだと思っています。だからこそ、私自身としては、先ほど配布対象者として言われていた市役所の配架、あるいは認定審査、相談を受ける方ということで行くと、限られた数しかいわゆる市民の方に配られていないのではないかとということで、そういった視点から質問をさせていただいています。

実際、制度普及費でいけば、私自身も40歳を超えていますので、介護保険制度の中における第2号被保険者ということで、自分自身がという保険料も納めている立場でもありますし、あるいは親の介護等々、今後どうなっていくのかということで行けば、こういったガイドブックの情報に触れることによって一定不安も解消できるのかなと思いますし、世代ではなくて実際に今サービスを利用されていない方についても、今後この地域でこういったことが、介護状態になったらどうしたらいいんだろうかという不安に対しても、このガイドブックを目にする機会があれば安心、あるいは地域の中でもそういった相談できる方がこういうことを書いてあるよという部分で広く市民の皆さんの目に触れたらいいのではないかなと考えておまして、そういった部分では、作成部数が3年前から400部増やして3,400部ということでもありますけれども、こういった予算範囲内で安く上がってよかったのではなくて、そういった部分の配布対象者を広げるという視点に立てないだろうかということで、例えば今後、増刷等々そういった対応が可能であるか、あるいは配布対象者、自治会の役員の方々ですとか、そういった地域の中でいろんな近隣の方々を見守ってくれているようなそういった方々にも配布すべきじゃないかなと思うんですけれども、そういった配布対象者を増やすという考えを持ってないかどうか、お伺いをしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 伊藤副長。

○介護保険課副長（伊藤昌彦君） 配布対象者を増やすことに対する検討なんですけれども、今回

執行残となった部分、60万円から入札単価を用いまして積算しますと、およそ2,600部は追加で作成することができた状況であります。

また、同様の方法で全戸配布といった部分を考えた場合には9,500部が必要となりまして、金額としましては230万円ほどが費用として必要となってきます。

また、65歳以上の世帯に絞った場合におきましては5,200部、金額としましては130万円程度必要となる状況でございます。

そして、配布ガイドブックの想定の部分なんですけれども、ガイドブックが利用を想定しているところといたしましては、相談があった際に困り事などをお聞きする中で、制度の説明ですとか介護サービスの利用の流れなど必要な部分を説明する、こういったことを想定しておりまして、相談機関や窓口での配布を中心として実施をしているところです。また、何らかの介護サービスが必要な方に関しましては、相談をする際に、このガイドブックを用いながら説明をするとともに、必要があればガイドブックのお渡しもしております。

一方、委員のおっしゃるような漠然とした不安を持っている方につきましては、広報ですとかホームページのほうを活用をさせていただいて、最終的には相談窓口にご相談していただくといったことを基本と考えているところでありますけれども、ガイドブックの配布ではないんですが、市内の70歳以上の高齢者の世帯、それから市内日中独居となる世帯の方に対しましては、地域担当職員が命のバトンを配布しておりまして、毎年直接困り事などはないかお伺いしているところです。

ガイドブックを多くの方に配布をするという形も、当然一つの方法と考えておりますけれども、不安解消といった部分に着目をした場合につきましては、地域住民と、また地域担当職員が顔が見える関係をつくっていくといったこともそういった不安を解消するには効果が高いのではないかと考えているところです。

また、命のバトンを配布する際の訪問時には、暮らしに役立つ相談窓口いろいろといったA3サイズのチラシなんですけれども、介護保険に係る相談窓口ですとか、生活する上での相談窓口といったものを一覧で記載をしておりますので、そちらをお渡しすることで、それぞれの機関に相談などがつながるように努めているところでございます。

こういったいろんな手法を用いまして、適材適所を見きわめながらガイドブックそれからホームページなどを、これらの手法を検討しながら引き続きわかりやすい制度周知、そして情報発信をする中で、不安を解消できるような方法を模索していきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ガイドブック、すばらしいものだと言っていて、配布する数を増やせないかと言ったら、配布できない理由をとうとうと述べられると、このガイドブック、では何でつくったんでしょうかと言いたくなってしまうところもあるんですけれども、いろいろと相談窓口に来られる方、そういった方にももちろん丁寧に相談に対応して適切なサービスにつないでい

くということは当たり前かなど、そういうお仕事をされている部分でいけば敬意を表しますが、そういう部分でいけば、そこの入り口に立つ前の方にも、こういう制度が本市の中ではありますよという部分でいけば、極めていいガイドブックだと思いますので、改めて昨年度の不用額、残額で積み増ししろということをお願いしているつもりはないものですから、今後の作成時等々、そうした部分での検討を改めて求めたいと思いますが、よろしくお願いします。

○副委員長（遠山昭二君） 青木介護保険課長。

○介護保険課長（青木秀敏君） お答えいたします。

先ほど来、ガイドブックのお話なんですが、まずもっては必要となる情報を必要とする方に伝えるための一つのツールということで作成しているものであります。基本的には居宅介護支援事業所ですとかそういった何らかの相談がつながった際に、内容を説明の上、配布しているところですが、そういった何か困り事のある方ですとか、そういった方が相談窓口につながるように周知することが、やはり何よりも大切などころなんではないかなと思っております。

また、そういった相談できる体制の周知ということも必要というか、周知とあわせてガイドブックがどのようなところに配布されているとかといったところが、今現在は周知もされていないところだと思いますので、今後そういった情報提供の必要があるのではないかと考えておりますし、委員からもお話がありましたけれども、例えば若い世代にということであれば、そういった想定をしますと、対象年齢ですとか配布方法などをどのようにするのかといったところはいろいろありまして、そういったものを含めて、今後の財政状況等も踏まえながら限られた財源の中で慎重に検討する必要があるのかなと考えております。

以上のお話しした点について、整理をする中で必要とする方に必要となる支援につながるような情報発信の方法について努めていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 他に御発言ございませんか。

では次に、平成30年度水道事業会計及び平成30年度病院事業会計について、一括して質疑を行います。

御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 水道事業会計について質問いたします。

無効水量、漏水対策についてお伺いします。水道事業会計の決算書の10ページ、業務報告にかかわっての質問でございます。

平成30年度の有収率が前年度と比較をして減少しています。具体的には前年度84.7%が平成30年度においては81.6%、この有収率の減少の要因についてお伺いいたします。

○副委員長（遠山昭二君） 桜木施設管理課主幹。

○施設管理課主幹（桜木卓也君） お答えします。

有収率が29年度と比較して減少した要因ですが、料金改定による節水意識の高まりなどから有収水量が10万4,675立方メートル減少したことに加え、漏水を主な原因とする無効水量が6万4,330立方メートル増加したことによるものです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 平成30年度においては料金改定もあって節水意識も高まったということと、あわせて今ありましたように無効水量、漏水が発生をしたということでありませけれども、まず前提として、本市のこの有収率、平成30年度では81.6%、他の地域、他自治体等の水道事業と比較してどのような状況にあるか、お知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 桜木主幹。

○施設管理課主幹（桜木卓也君） お答えします。

他地域の数値については、総務省から公表されている経営比較分析表の最新の29年度数値では、類似団体となる給水人口規模が1万5,000人から3万人未満で比較しますと、本市の29年度有収率は84.68%に対し類似団体平均は82.04%と2.64ポイント上回っております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 今ありましたとおり、全国の同規模の事業でいってもおおむね同じような率かなと思うんですけども、実際に無効水量、この漏水量の推移を3年間で結構でございませけれども、また発生 of 要因について教えてください。

○副委員長（遠山昭二君） 桜木主幹。

○施設管理課主幹（桜木卓也君） お答えします。

無効水量の推移についてですが、30年度の実績は38万1,714立方メートルとなりましたが、過去3年間で言いますと27年度41万3,810立方メートル、28年度38万498立方メートル、29年度31万7,384立方メートルで、漏水対策により近年は年々減少傾向で29年度が最小水量となっております。

また、漏水発生要因についてですが、30年度でお答えしますと漏水量が増加した要因は、主に温根別地区での大口の漏水によるものであり、発生時期も冬期間であったため、特定までに時間を要しました。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 水道事業の根本的な部分についてお伺いをしますけれども、平成30年度の水道料金の改定があって、この効果については供給単価に好影響かなと思うんですけども、一方では給水原価、配る水をつくる額、その供給単価と給水原価、これは平成30年度ではそれぞれ幾らになっているのでしょうか、お知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 桜木主幹。

○施設管理課主幹（桜木卓也君） お答えします。

まず供給単価ですが、有収水量1立方メートル当たりの収益は、29年度までは160円前後で推移しておりました。料金改定によって30年度は190円93銭となり、前年の160円60銭より30円33銭高くなりました。

また、給水原価のほうですが、有収水量1立方メートル当たりに係る費用で30年度予算時には253円42銭の計画に対し決算は242円2銭となり11円40銭下がりました。また、29年度は232円42銭で、30年度と比較しますと9円60銭高くなりました。

供給単価と給水原価の関係につきましては、水道料金改定により30年度供給単価が190円93銭となり、給水原価242円2銭との差である不足分が51円9銭となり、29年度供給単価160円60銭、給水原価232円42銭との差71円82銭からは20円73銭改善しております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 水道料金改定もあって、また給水原価でいけばコスト削減の効果、さまざまな取り組みの中でのということかと思うんですけども、今あったとおり、1立方メートル当たりの水道、得られる料金は1立方メートル当たり190円93銭、一方で、1リットル当たりつくるに当たっては242円ということで、さっきの最初に戻りますけれども、この有収率、料金をいただけるお水の率を上げるためには、お聞きをしている、この漏水を減らすことが大切なんじゃないかなと思ってまして、具体的にこの漏水を減らす対策についてどのような対策を行っているのか、お知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 中井都市整備課副長。

○都市整備課副長（中井康寛君） お答えいたします。

本市においては漏水の早期発見のため、緊急時には直営で、定期的には業務委託で漏水調査を行っています。直営については、浄水場で監視している配水流量に異常値が発生した場合やお客から通報があった場合にも行っており、また、毎年行っている業務委託については、市街地区を17のエリアに区分して漏水量を計測し、漏水量の多いエリアを2つないし3つに絞り込んだ後、さらに調査を実施し、漏水箇所を把握して修理を行い、対策をとっているところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 配水量の異常あるいは市民からの通報によつての対策、対応ではなくて、通常の業務委託の部分についてさらにちょっと聞いてみたいんですけども、市内、市街地区17エリアということですが、実際にこの業務委託、調査委託費あるいはその規模についてももう少し詳しく教えていただければと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 上総都市整備課水環境整備係主査。

○都市整備課水環境整備係主査（上総 智君） お答えします。

委託業務の実績について、直近3カ年で申し上げますと、28年は361万8,000円、業務内容は路面音調35.58キロメートル、戸別音調1,840戸、29年は委託料365万400円、業務内容は路面音調22.83キロメートル、戸別音調1,600戸、30年は委託料401万7,600円、業務内容は路面音調20.86キロメートル、戸別音調1,264戸です。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 3カ年のお知らせをいただきましたので、毎年大体管路でいけば20キロメートル、あるいは箇所数では1,800戸ほどと調査を委託しているんだろうと思うんですけども、今申し上げたとおり、私は料金の改定によらない事業安定の方法としてということで今回の漏水を聞いていますので、例えばもう少しこの漏水調査の規模を大きくして、漏水箇所の対策を早目早目に講じることができないかと、水漏れを早く早く防げないかという視点でお伺いしますけれども、実際漏水量については若干改善してるということだと思いますが、さらなる強化ということで、具体的に業務委託の規模を増やすとかそういった対策ができないか、最後にお伺いいたします。

○副委員長（遠山昭二君） 山下都市整備課上下水道管理監。

○都市整備課上下水道管理監（山下正明君） お答えします。

委員のおっしゃるとおり、漏水調査業務を拡大し漏水を発見して修理することが無効水量の減少と有収率の向上が期待でき、水道事業の経営改善に結びつくものと考えます。

一方、漏水調査のみならず、耐用年数を超過した老朽管で特に漏水が発生しやすい硬質塩化ビニル管及び鋼管を対象に計画的に更新していくなど、全体のバランスを考慮し、持続可能な事業運営の確立という観点からも平成30年3月に策定した士別市水道事業経営戦略に基づいて事業を実施してまいります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。谷 守委員。

○委員（谷 守君） 私からも水道事業会計について何点かお聞きしたいと思います。

水道料金が、先ほどから話ありましたけれども、30年の4月から改定となり、最初の30年度決算ということで、計画したとおりに推移しているかどうかという視点の中で種々聞いていきたいなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

まず、士別市水道事業会計決算書の中身からでありますけれども、水道事業報告書ということで、7ページに概況、総括事項ということで一番前段に書いてあります。平成30年度の水道事業は、士別市水道事業経営戦略に掲げた実現方策に基づき、それぞれの重点施策を実施したと書いてあります。まずもって、この士別市水道事業経営戦略について簡潔にまず御説明いただきたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 土田施設管理課長。

○施設管理課長（土田 実君） お答えいたします。

経営戦略は、水道事業のあるべき姿や施策の方向性を明確にすることで、適切な目標設定と実現に向けた推進方策について具体的に示すとともに、適正な料金設定と経営基盤の強化などについて情報を開示し、計画的に推進していくために策定しました。計画期間は10年間としており、PDCAサイクルに基づくフォローアップの期間は、経済、地域情勢の変化に伴う経営の状況への影響について適宜評価、見直しを行うため、料金算定期間と士別市まちづくり総合計画の実行計画期間と整合性を図るため、4年間と設定しております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 谷委員。

○委員（谷 守君） そこで、今説明いただきました士別市水道事業経営戦略、この中に今後の財政計画も計画されております。それで、30年度決算の数字、実数を埋めた後の数字ということで、今回資料提供していただいています収支計画というものに沿って何点かお聞きしたいと思いますので、その計画書を今回出していただきました。

そこで、繰り返しになりますけれども、30年から水道料金が22年ぶりに値上げ改定ということになりました。当時の説明資料の中で目を通してみますと、この値上げをした基準としては、地方公営企業法に基づく供給単価と適正な料金体系の確立ということで、安定した経営を継続するため、企業債利息利率変更への対応及び災害時等事案発生時の資金として資金残高1億円を確保しなければならない旨の説明があった背景、そういった基準から値上げ改定となりました。

そこで、今ほど申し上げました企業債利息利率変更への対応とありましたけれども、これはこの決算書の末尾にでも明細として企業債の明細が全部載っているんですけども、この言っていることは、それぞれある利率を今後変更するものなのか、一体どういうことを言っているのかをまずちょっと確認したいと思いますので、御説明のほうをお願いしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 土田課長。

○施設管理課長（土田 実君） お答えいたします。

平成30年度から令和元年までの収支計画の企業債利率は、過去の実績や金利情勢を考慮し、変動を加味しまして1%で算出しております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 谷委員。

○委員（谷 守君） つまり、この収支計画の中でいえば、支払利息と資本的収支の中の企業債償還金、その全ての中に入るんじゃないかなと思うんですけども、そこで次に、災害時の緊急対応として、資金残高を1億円確保しなければならないという点でありますけれども、計画自体はこの1億円を確保のために進んでいるということですので、なぜ1億円が必要なのかというのは今回取り上げませんが、また別の機会を確認したいと思います。

そこで、ここで挙げています資金残高1億円の確保は保たれているのかどうなのか、確認したいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 土田課長。

○施設管理課長（土田 実君） お答えいたします。

まず、料金改定を行ったことによって平成30年度の決算状況も含めて御説明させていただきます。

平成30年度の決算状況は、予算時と比べまして約1,590万円の好転となりました。主な要因としましては、収益的収入では水道料金改定による節水意識の高まりなどから予算額と比較して料金収入は減収となりましたが、修繕費や償還金利息などの収益的支出の抑制を図ったことにより好転をした次第でございます。

そして、平成30年度の決算状況を踏まえて、収支計画における料金収入などを見直した結果、料金算定期間の最終年度である令和3年度において預金残高1億円を確保できる見通しでございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 収支計画でも決算後ということで、当然最後の資金残高がそれ以上確保できているということが読み取れるのではないかと思います。

そこで、今何度か答えていただいたかと思うんですけども、30年度決算審査でありますので、最終的にこれは値上げ改定して、30年度の最初の決算で計画どおり推移しているのかという総括的なコメントをちょっといただきたいと思うんですけども、決算書上では特別損失として6,058万円何がしの数字が出ていると思いますけれども、そういった状況も踏まえて、今年度決算での総括したコメントをちょっといただきたいなと思いますので、よろしく願います。

○副委員長（遠山昭二君） 土田課長。

○施設管理課長（土田 実君） お答えいたします。

平成30年度の決算を迎えまして、委員のお話のとおり約6,000万円ほどの純欠損が出ております。そういった料金を改定して収入が増えた状況ではあるんですが、なるべく収支的な支出の部分を抑えながら、それでもそういった部分で欠損が出ているような状況であります。現時点では、資金残高のほうは約3億円ほどございまして、そちらのほうを充てているような状況であります。そういったことから、今料金を上げた4年間の資金残高1億円の部分を確保するために平成30年度の料金を改定した率を定めておりますので、その辺については今回、平成30年度約1,590万円ほど好転したということもあって、その辺は1億円を確保できると踏んでいる次第でございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 谷委員。

○委員（谷 守君） はい、わかりました。

先ほどの資金残高1億円の確保という意味で、前段に先に答えていただいたことをまた重複

して答えていただきました。ありがとうございます。

そこで、最後の質問になりますけれども、この水道事業の安定、継続は果たして保てるんだろうかという観点の中で、最後閉じたいと思うんですが、まず、この出していただいた収支計画に基づいて、目を通してみますと、この現金を伴わないいろいろな減価償却費ですとか多額の数字で出ていますので、なかなかこの水道事業会計自体は読み取れないという感じには見受けられるんですけれども、資金残高1億円を確保するために一番重要だとか、まず、この流動資産の金額というのがこれは重要なんじゃないかなと想像します。

そこで、2018年、平成30年度決算が終わった時点で資金残高は3億円を確保して、目標をクリアしているという形になろうかと思うんですけれども、料金改定して、今後3年間ですか、令和元年から令和3年度の数字を見てみますと、この流動資産の数字です。ちなみに事前にお聞きしましたところ、この流動資産の金額をどうやって出しているんだということを聞きまして、資金残高を先に出してから逆算して機械上で求めているんだという答弁があって、よくわからなかったんですけれども、とりあえずこれから読み取れるものというのは、この流動資産というのが、今後、令和元年度から3期で約2億円といいますか、1億8,000万円程度、極端に減るような感じになるかと思えます。これはとりあえず30年度の料金改定によって、資金確保というのは向こう3年、30年度から始まって4年ですか、その間は資金確保はできるものの、毎期単年度赤字がほぼ6,000万円平均で起こって、3年たてば、ほぼ2億円、1億8,000万円程度はなくなってしまうという見方なんじゃないかなと思えます。そういった形で、非常に今後のことを考えるとなかなか厳しいんじゃないかなと想像します。

それと、その後を見てみますと、これは令和4年度から、2022年度からは、これは前段の数字はまた令和4年度に料金改定を行って資金残高1億円を確保するという数値で求められていますから、もしそれをしなければ下段の数字ということで、当然1億円を切って、次年度からはマイナスになってくる、資金が足りなくなってくるという想像値になるかと思えます。もちろんこの計画数字というのは、収入はきつめに、そして支出は多目にといいますか、そういった厳しい中での数値を求めている、これが全てだという形にはならないかと思えますけれども、また、それとともに、その先のことを言うのであれば、まずはこの3年間を見てくださいということになろうかと思うんですけれども、それにしても、この数字で読み取れる中ではなかなか将来的には厳しいだろうと目に見えて見えるような感じになります。

本市については、当然人口がこれから減って行って、もちろん個々人で給水使用量が少なくなってくるということで、収入については今まで以上見込めないということが完全に想像されます。しかし、この広大な士別市の行政面積を抱えていますから、経費だけは当然十分かかるということが予想されて、当然厳しい見方しかとれないと、なかなか明るい前途が見えないと読み取れるんですけれども、こういった背景の中で、先ほど言いました今後の事業の安定、継続を保つために、どういう点について今後、方策ですとか意気込みですとかそういったことを最後にお聞きしまして閉じたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（遠山昭二君） 土田課長。

○施設管理課長（土田 実君） お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、今後の3年間の決算を踏まえまして、令和4年度の料金について検討しないとならない部分ではありますが、令和4年度から令和7年度まで預金残高が1億円を下回るようであれば料金改定の検討を行うこととしております。現状預金残高1億円を下回る現時点での見通しではあり、経営戦略では料金改定による増収に依存することないよう新たな発想により経営改善策を踏まえ、先ほどお話をさせていただきましたPDCAサイクルにより適宜評価、見直し後、経営戦略の改定を行い、着実に計画を実行することで一層の健全な経営の推進を努める次第でございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それで、病院事業会計の自己資本内訳の洗い直しについての見解を伺いたいと思います。

自己資金で、一般の企業における自己資金とは、総資本のうち株主から調達した資本金、さらに経営活動の結果得られた剰余金を合計したものを、いわゆる一般的に自己資本としております。

一方、公営企業の資本金について、もし見解が間違っていれば後で御指摘をいただきたいと思うんですが、公営企業法適用時点で引き継いだ固有自己資本、さらに繰入自己資本、それ以降の経営努力によって得た剰余金を組み入れた組入資本金に区分されると聞いております。当病院も昭和39年と聞いていますが、特別会計から翌年度の地方公営企業法の適用で企業会計となっております。

そこで、平成30年度末の自己資本総額が6億2,900万7,000円、その内訳をお聞きすると、先ほど言った固有自己資本が8,139万2,000円、繰入自己資本金が5億2,498万4,000円、組入資本金が2,263万1,000円となっていると聞いております。ここまで間違っていないですか、大丈夫ですか。

そこで、繰入自己資本金5億2,498万4,000円のうち、看護師修学資金貸付にかかわる出資金が4億5,362万円となっていると聞いています。平成24年だと思うんですが、資本制度の見直しによって資本金及び資本剰余金の処分は議会の議決により実施できると聞いておりますので、既に退職をした看護師の対象金額と合わせてその分は当然減資すべきだと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 池田市立病院経営管理課長。

○市立病院経営管理課長（池田 亨君） お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、これまで看護師それから医師を修学資金として貸し付けしてきております。その部分につきましては、これまで繰入資本金という中で積み上げられてきておりますけれども、その部分で退職する部分を含めて積み上がっているものですから、実際のところ

ろ、これまで病院の規模を拡大する、あるいは入院患者を確保するという意味で資本として考えておりましたそういった人材確保の出資金に関しては目的があったものですが、退職した部分については、もう既に現在の資本としてみなすのはいかがなものかということで、減資という考えは妥当かと考えているところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 対象金額もお聞きしたんですが。

○副委員長（遠山昭二君） 池田課長。

○市立病院経営管理課長（池田 亨君） 減資に絡む金額としては4億582万4,000円と見込んでおります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） この4億円余りについては、いずれ機会を見て減資の手続をするということでもいいですね。

それに関連して、看護師の採用計画と修学資金を今後も活用していくのか、あわせて伺いたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 池田課長。

○市立病院経営管理課長（池田 亨君） 今後の患者動向、それから病院規模を見ますと、かつてのように10名単位の看護師の採用という部分では考えにくいところであります。現状の病院規模を維持する、そういったところでいけば、職員の世代間のバランスであるとか新陳代謝を考えまして、年に数人という規模で貸し付けを行うと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、先ほど言った減資対象額4億円余りなんですけれども、自己資本比率が変わってくるんだと思いますけれども、現行と、それから減資をしたとして、その後の自己資本比率と、あわせて今後の当病院の経営にも関係するかもしれませんが、本年9月に、これは既に新聞等で報道されていますけれども、厚生労働省が地方にとっては重要な地域医療構想の推進と、それから今問題になっている医師偏在の解消が全くと言っていいほど進まない中で、再編、統合の議論が必要と判断した公立、公的病院名を公表しておりますが、これはどのような基準だったのかと、幸いという言い方はどうなのでしょう、当病院は入っていませんけれども、今後、当病院にどのような影響があるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 池田課長。

○市立病院経営管理課長（池田 亨君） まず、自己資本構成比率の割合でございますけれども、分子に自己資本金とそれから剰余金、それから繰延収益を足しております。分母で、総資本と

して負債総額資本という形で割り返すものでございますけれども、今回、資本金については、減資前が6億2,900万7,000円とありまして、そこから減資するであろう4億582万4,000円を減しますと、資本は2億2,318万3,000円ということになろうかと思えます。それに対して、その分を利益剰余金に持ってきて、それをさらに繰越欠損金がございますので、そのマイナス分を圧縮するとなりますと、繰越欠損金も、これまで減資前でいけば16億7,485万5,000円ございましたけれども、これが12億6,903万1,000円となることとなります。それで、自己資本金を減少した分が結局繰越欠損金のマイナスが圧縮されるということになります、両者が相殺されるということになりますと、自己資本割合は現状の53.9%で変わらないと見込んでおります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） 私のほうから、先日厚生労働省が公表しました再編、統合を検討すべきという病院名の公表についてお答えをさせていただきます。

この公表に至った経緯ですけれども、地域医療構想というのを各医療圏ごとに現在つくっております。これは2025年度の高齢化社会に対応すべく、医療機能をどうしていこうかというところを圏域で検討するという中身でありまして、ここで一応の目標とする数字が出ております。ただ、全国的にそれに向かって各病院がどのような病床体制でいくのかというのが論議がなかなか進まないということがありまして、国のほうではそれを積極的に進めてほしいという内容で今回の公表に至っております。

今回の公表の内容といたしましては、急性期あるいは高度急性期を持っている病院、病床を中心に今回の公表に至っております。ですので、回復期ですとか慢性期、こういった病床については今回の公表の対象ではありませんので、病院機能がどこにあるのかということで、毎年行われております病床機能報告というものに基づきまして整理をされております。ですので、この報告の際に、うちの病床は急性期ではありませんといった病院については当然対象から外れております。あらかじめ外れているというところでの公表となっておりますので、全ての医療機関が対象になっているということではありませんし、外来機能についても当然そのことについての評価をしておりませんので、あくまで急性期、高度急性期の病床についての評価ということで、一応9項目ございまして、がん、心血管疾患、脳卒中、救急、小児、周産期、災害、僻地、研修派遣といった9項目の診療実績を見て判断している部分と、類似かつ近接する医療機関が近くにあるかどうか、これにつきましても車で20分という基準を定めまして、一律の基準のみでこれを公表しているという中身となっております。

上川管内でいきますと、旭川市立病院、J A北海道厚生連美深厚生病院、国保町立和寒病院、町立下川病院、上富良野町立病院といったところが検討の対象ということで名前が挙がっております。先ほど委員のおっしゃられたとおり、士別市立病院の名前はこれの中に入れておりませんが、検討されております9項目のうち、救急、それからがん診療に係る部分がうちの病院は対象から外れているということで、そういった患者がいるということで、今回の検討対象の候

補名には挙がらなかったということではありますが、基本的には医療圏の中で、今後の医療体制、地域医療構想を目指してどう取り進めるのかというのが議論の中心でございますので、こういった論議がさらに深まると考えておりますので、近隣の病院が今後どうなっていくかといった部分では、場合によっては病床を返上して、例えば診療所化するとか、そういった病院が出てまいりますと、そういったところに現在いらっしゃる患者さんをどう地域で受けていくかということが問題となってまいりますので、そうした部分でのうちの病院への影響というのは何らかの形で出てくるかなと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） わかりました。

自己資本比率なんですけれども、普通というか減資した場合は資本、負債、貸借が同時になるから、減資した場合は例えば現金が減るとか、企業会計ですと、繰り越しの欠損金がマイナスになるという、ちょっとその辺をもう一回説明してもらえますか、よく理解できません。

○副委員長（遠山昭二君） 池田課長。

○市立病院経営管理課長（池田 亨君） お答えします。

繰り返しになるかもしれませんが、自己資金が、減資前が例えば6億2,900万7,000円ありまして、そこを減しますと2億2,318万3,000円ということで小さくなります。

それから、剰余金の計算に当たりまして、資本剰余金がプラスだったものと、それから繰越欠損金が16億7,400万円ということでマイナスになっていまして、これで剰余金として合計で三角の12億538万8,000円となったものが、剰余金が減資されますと三角の7億9,956万4,000円と、結局、自己資金が減った分が、繰越欠損金がマイナスだったものが、それが圧縮されるという形になるものですから、資本としては結局プラス・マイナス・ゼロということになるかと思えます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） ほかにございませんか。

それでは次に、財産について御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 財産のうち基金、とりわけ債券運用についてお伺いいたします。決算書は261ページ、また決算資料は46ページからの部分でございます。

この債券運用について、まずいつから、どのような方針で実施しているのか、お伺いいたします。

○副委員長（遠山昭二君） 榎木財政課財政係主査。

○財政課財政係主査（榎木孝士君） お答えします。

債券運用に当たって、まず市の資金の運用からなんですけれども、市の資金の運用については、平成29年10月に土別市資金運用基準を策定しています。この中で、まず安全な金融商品により保管及び運用を行うといった安全性の確保、それから市の資金に不足を来さないように十

分留意するといった流動性の確保、さらには安全性と流動性を確保した上で運用収益の最大化を図り効率的な資金運用に努めるといった効率性の追求、これら3点を原則として運用を行うことと定めています。

債券での運用に当たっても、この原則を基本として実施しておりまして、実際の債券運用に当たりましては、この基準を策定後、国債、地方債、政府関係機関債といった公共債のうち、毎年一定額の元本が戻る定時償還債での運用を行うことによって、より安全性と流動性の確保に努める中で、この基準策定後、平成29年12月から債券での運用を行っているところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 平成29年12月からということで、実際運用している債券の概要についてお知らせください。具体的には購入債券の内容、期間、運用利率、運用益の見込みなどをあわせてお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 樫木主査。

○財政課主査（樫木孝士君） 現在市が保有している債権は2種類ございまして、まず1つ目には北海道30年定時償還債、こちらは購入額9億円、利率は年0.724%、30年度の運用益は646万939円で、30年間保有した場合の運用益は約1億円を見込んでいます。

もう一つは、岡山県20年定時償還債、こちらは購入額1億円、利率年0.352%、30年度の運用益は34万7,600円です。こちらを20年間保有した場合の運用益は約360万円を見込んでいます。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 実際の決算書の表記について確認をさせていただきます。

平成30年度決算年度中の増減額ということで、一般運用基金の小計、債券経営ですけれども、三角3,542万円という記載がございます。これは何をあらわしているものでしょうか。ともすれば、運用なので運用のマイナスなどそういったものがないのか、確認をさせていただきます。

○副委員長（遠山昭二君） 樫木財政主査。

○財政課主査（樫木孝士君） お答えします。

決算書中のマイナス3,542万円についてですけれども、こちらは毎年一定額の元本が戻る定時償還債で債券運用しておりますので、この運用していることによる償還額でございます。償還額の分、その分、債券が減少しているということをあらわしております。具体的には、北海道30年定時償還債の償還額が年3,042万円、岡山県20年定時償還債の償還額が年500万円、合わせて3,542万円となっているところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ということで元本の戻った分だということで確認をさせていただきました。

毎年一定額の元本が戻るこの定時償還の債券でありますけれども、今お伺いしたとおり、毎

年3,500万円ほど元本としては償還されてくるということではありますが、恐らく29年度の運用開始の際に、方針の中でありましたけれども、10億円規模で債券運用が始まったと考えているところなんですけれども、この元本として償還された分、いわゆる10億円の当初の枠ということとでいくと、再度の運用も検討されるそういった余地があるのか、お伺いいたします。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤財政課副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） お答えいたします。

戻った元本分、年間約3,500万円分の再度運用するかどうかという部分についてお答えさせていただきますが、これにつきましては、流動性の確保の観点から、すぐに債券で運用していくということは現時点では考えてはおりません。今後の基金の活用状況等を踏まえながら、効率的な資金運用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 最後に今、元本償還分はとりあえずはということではありますが、一方で決算資料の47ページでいきますと、基金残高推移の見込みが平成30年度から令和4年度まで記載がございます。財政調整基金、減債、特定目的基金計でいくと、とりわけ令和4年には10億8,000万円という見込みでありまして、そういった意味では、現在債券運用をしているものについても、現金が必要になったときには運用を30年、20年と待たずして運用取りやめということもあろうかなと思うんですが、そういった場合、現在の運用している2つの債券、それぞれ予定期間前の債券運用停止になった場合に、いわゆるマイナスとなるようなことがないのか、あるいは今申し上げたとおり、今後の基金総体の部分で現金が必要になってくるときのその対応として、債券を期間を待たずして、いわゆる解約、停止をするということがあるのか、あるとすればどのような判断で行うのか、お知らせいただきたいと思っております。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） お答えいたします。

基金の残高の推移につきましては、平成30年度末現在で約30億円あったものが令和4年度末には11億円を切るような推計ということになってございます。不測の事態、災害等発生した場合ですとか新たな資金需要が発生するときには、これを満期前に債券を売却するということは資金運用基準上も可能であるということにはなっておりますけれども、運用収益を一定額確保するために、債券の運用を引き続き継続していきたいという考えで現在はおります。

現時点において、非常に有利な条件で購入できている債券ということもありまして、市場価値が現在では上がっているような状況で、今売却したとしても一定の売却益が確保できるというような状況にはありますけれども、この売却を仮にするといった場合には、市場の動向を見据えながら総合的に判断をさせていただくということになろうかと思っておりますし、その市場の環境を把握するために、月に一度、債券の購入先の一つであります野村証券に毎月お越しをいただいて、市場の動向ですとか経済情勢の分析などをいただきながら、投資環境について情報

提供いただいておりますので、そういったものの把握にも努めながら運用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。

それでは、本日の委員会はこれで終わりたいと思います。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時03分閉議）